

第4次枚方市男女共同参画計画

～ジェンダー平等の実現に向けて～



令和8年(2026年)3月

枚方市

はじめに

我が国においては、少子高齢化の進展や人口減少が急速に進む中、令和2年(2020年)1月に国内で新型コロナウイルスが確認されたのち、全国において感染が拡大し、長きにわたる経済活動の停滞や人々の行動変容が生じ、社会のあり方や人々の価値観は大きく変化しました。特に、女性に関しては感染拡大に伴う雇用の不安定化や家庭内の負担増加など、さまざまな困難が浮き彫りとなりました。こうした状況を踏まえ、女性の社会的自立や生活の安定を支援するため、令和6年(2024年)4月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制定され、支援策の充実や環境整備が進められています。



本市では、平成13年(2001年)3月に枚方市男女共同参画計画を策定し、平成22年(2010年)4月には、枚方市男女共同参画推進条例を施行しました。その後、第2次、第3次計画を策定し、男女共同参画に関する様々な課題に対する市の取り組みを進めてまいりました。

このたび、第3次計画の計画期間が令和7年(2025年)度末で終了することから、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律を踏まえ、女性への支援の充実および関連機関との連携の強化を明確に位置付けた、第4次枚方市男女共同参画計画を策定いたしました。

これまでの取り組みにより、市民意識の醸成や施策の充実が図られる一方で、社会に根強く残る固定的な性別役割分担意識、女性の政策決定過程への参画の遅れ、男性の育児休業取得率の低迷に加え、DVや児童虐待への対策強化、多様な性の理解促進、ひとり親家庭への支援など、解決すべき課題も依然として残されています。

今後は、本計画に基づきジェンダー平等の視点をさらに確立し、多様な声に応える施策を総合的に推進してまいります。そのためには、市民、事業者、関係機関の皆様との連携と協働が不可欠となりますので、今後とも、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定に際し、広範な分野にわたり審議を重ねていただきました枚方市男女共同参画推進審議会委員の皆様、アンケート調査及び意見聴取などを通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様、そして策定にご協力いただきました関係機関の皆様に心より感謝申し上げます。

令和8年(2026年)3月

枚方市長 伏見隆

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の基本理念	3
第2章 計画策定の背景	4
1. 国際社会、国、大阪府の動向	4
2. ジェンダー平等に関する本市の現状	8
3. 第3次計画期間における主な取り組みと課題	19
基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革	20
基本目標2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶	23
基本目標3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり	26
基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり	28
基本目標5 男女共同参画を推進する体制の整備	30
第3章 計画の体系と内容	31
1. 計画の体系	32
基本目標1 ジェンダー平等社会の実現に向けた基盤の整備	33
基本目標2 だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり	36
基本目標3 あらゆる分野におけるジェンダー平等の推進	41
第4章 計画の推進	44
1. 計画の推進体制	44
2. 計画の進行管理	44
3. 第4次枚方市男女共同参画計画の指標	45
参考資料	48

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

我が国においては、平成 11 年(1999 年)6月に、「男女共同参画社会基本法」が制定され、「少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題」であり、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」と明示されました。

本市においては、平成 13 年(2001 年)に、「枚方市男女共同参画計画」を策定し、平成 22 年度(2010 年度)を目標年度として基本的な考え方や方向性を定め、男女共同参画社会の実現に向けた施策を進めてきました。平成 22 年(2010 年)4月には、「枚方市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画推進に関する基本理念並びに市、教育に関わる者、事業者、市民団体及び市民の責務や、市の施策の基本となる事項を定めるとともに、平成 23 年(2011 年)3月に、条例に基づく「第2次枚方市男女共同参画計画」を策定し、総合的、計画的に施策の展開を図っています。

平成 27 年度(2015 年度)には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」に基づく、市町村基本計画を含む、「第3次枚方市男女共同参画計画」を策定、計画期間の中間年にあたる令和2年度(2020 年度)には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づく、市町村推進計画を含む計画として、「第3次枚方市男女共同参画計画改訂版」(以下、「前計画」という。)を策定し、取り組みを進めています。

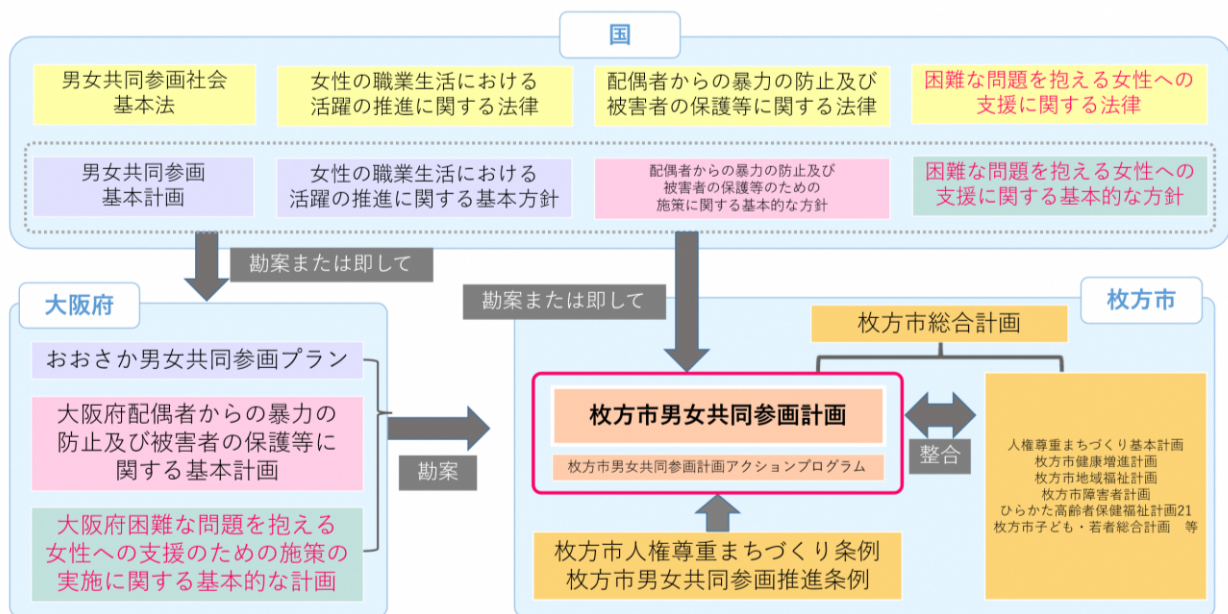
前計画期間においては、新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の危機的状況により、さまざまな女性に関する困難が顕在化しました。令和7年度(2025 年度)に計画期間が終了となることから、これらの経験や、前計画に基づき実施したこれまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、「第4次枚方市男女共同参画計画～ジェンダー平等の実現に向けて～」を策定するものです。本計画において、男女共同参画社会の実現に向けた本市の取り組みを、総合的、計画的に推進していきます。

※本計画は、男女共同参画社会基本法等に基づく市町村計画に位置付けられるものですが、「男女共同参画」という言葉には堅い、イメージしにくいといった意見があります。一方、国連が定める SDGsでは目標5として「ジェンダー平等を実現しよう」が標榜されるなど、近年では、「男女共同参画社会の形成」と趣旨を同じくする「ジェンダー平等の実現」が社会的に認知され浸透しつつあります。については、市民により身近な取り組みとして捉えていただけるよう本計画に“ジェンダー平等の実現に向けて”を副題として掲げ、本文中においても、「ジェンダー平等」を積極的に使用しています。

2. 計画の位置付け

1. 「枚方市男女共同参画推進条例」第 10 条 1 項に基づき、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第3次枚方市男女共同参画計画」を発展させる計画です。
2. 市の総合計画やほかの個別計画との整合性を持たせた計画です。
3. 「男女共同参画社会基本法」第 14 条第3項に基づく、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての市町村男女共同参画計画です。
4. 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下、「DV防止法」という。)第2条の3第3項に基づく、市町村基本計画(本計画の基本目標2基本方向(4))を含む計画です。
5. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」という。)第6条第2項に基づく、市町村推進計画(本計画の基本目標3)を含む計画です。
6. 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下、「女性支援法」という。)第8条第3項に基づく、市町村基本計画(本計画の基本目標2基本方向(4)(5))を含む計画です。

図表 計画の位置づけ



7. SDGs 「5 ジェンダー平等を実現しよう」の実現を目指す計画です。

本市は、令和3年(2021年)7月に「枚方市SDGs取組方針」を策定し、「枚方市SDGs推進登録制度」を創設するなど、市民、事業者等のステークホルダーと連携し、SDGsの達成に向けて取り組みを推進してきました。本計画の推進により、SDGsの 17 の目標のうち特に「5ジェンダー平等を実現しよう」の実現を目指します。



3. 計画の期間

令和8年度(2026年度)から令和17年度(2035年度)までの10年間とします。なお、国内外の動向や社会情勢の変化に対応するため、中間年(令和12年度(2030年度))に見直しを行い、必要に応じて改訂します。

4. 計画の基本理念

枚方市男女共同参画推進条例の4つの基本理念を踏襲

- すべての市民にかかわる課題としてとらえること
- 一人ひとりが、自ら、さまざまな選択ができること
- あらゆる人権侵害を許さないこと
- 仕事と生活の調和の実現を図ること

第2章 計画策定の背景

1. 国際社会、国、大阪府の動向

(1) 国際社会の動向

国連が提唱した「国際婦人年」である昭和50年(1975年)に、メキシコで第1回世界女性会議が開催され、「世界行動計画」が採択されました。昭和54年(1979年)の国連総会では、男女の完全な平等の達成への貢献を目的として、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)が採択され、あらゆる分野における性による差別禁止と差別撤廃に必要な法的措置を締約国が講じることとともに、慣習や慣行など個人の意識改革が求められました。

平成7年(1995年)には、北京において第4回世界女性会議が開催され、北京宣言及び行動綱領が採択されました。平成12年(2000年)には、ニューヨークにおいて「女性2000年会議(国連特別総会)」が開催され、行動綱領の進捗状況を検討、評価するとともに課題を明らかにし、一層の行動を求める政治宣言及び成果文書が採択されました。

平成27年(2015年)には国連で「持続可能な開発目標」(以下、「SDGs^{※1}」という。)が採択され、各国が「誰一人取り残さない」世界の実現に向けて歩みを進めています。SDGsの17の目標の5つ目には「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、性別を理由とする差別や不平等、女性や女兒に対する暴力等に終止符を打ち、すべての女性と女兒のエンパワメントを図ることが求められています。

令和元年(2019年)には、「G20 サミット(金融・世界経済に関する首脳会合)」が日本で開催され、「G20 大阪首脳宣言」には、ジェンダー平等と女性のエンパワメントは、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠であることが明示されました。また、教育やデジタル技術への女性のアクセス向上やあらゆるジェンダーに基づく暴力、虐待及びハラスメントを根絶するための措置の重要性が謳われています。

北京宣言の採択から25年後の令和2年(2020年)に、「第64回国連女性の地位委員会」(北京+25)が開催され、いかなる国もジェンダー平等や女性と少女のエンパワメントを達成できておらず、ジェンダー平等の達成を阻害する構造的障害や、差別的慣習、とりわけ HIV/AIDS を罹患した女性や、先住民族女性、障害のある女性や、移住女性、高齢女性等が複合的な差別に直面し、その脆弱性が增大していることへの危惧が示され、さらなる取り組みの重要性が確認されました。また、同年1月からは SDGs 達成のための「行動の10年」がスタートし、国は「SDGsアクションプラン2020」において「SDGsの担い手としての次世代・女性のエンパワメント」を掲げ、あらゆる分野における女性の活躍推進を図っています。さらに、この頃から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による悪影響について、国連は健康から経済、安全、社会保障に至るまでのあらゆる領域において、単に性別だけを理由として、女性及び女兒にとって大きくなっていることを指摘し、政策的対応の重点事項を示しました(「新型コロナウイルスに関する全ての応急対応計画及

^{※1} SDGs：平成27年(2015年)にニューヨーク国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられている、令和12年(2030年)までに達成を目指す目標のこと。貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など17の目標と169のターゲットにより構成されている。

び意思決定において、女性の平等な代表性を確保する」「有償及び無償のケアに対処することで、平等に向けた革新的な変化を推進する」「新型コロナウイルスの社会経済的影響に対処する取り組み全てについて、女性及び女児を対象とする」。

このような中、令和7年(2025年)に世界経済フォーラムが公表した日本のジェンダー・ギャップ指数^{※2}は世界148か国中118位であり、先進7か国(G7)中で最下位です。日本は依然として経済分野(112位)と政治分野(125位)の指数が低く、当該分野の男女格差の解消が課題となっています。

図表 ジェンダー・ギャップ指数(The Global Gender Gap Index) 2025

順位	国名	総合スコア	経済活動の参加と機会	教育	健康と生存	政治への関与
1	アイスランド	0.926	0.798	0.990	0.960	0.954
2	フィンランド	0.879	0.815	1.000	0.971	0.728
3	ノルウェイ	0.863	0.776	0.995	0.959	0.721
4	★イギリス	0.838	0.744	1.000	0.965	0.643
5	ニュージーランド	0.827	0.738	1.000	0.964	0.605
6	スウェーデン	0.817	0.818	1.000	0.962	0.488
7	モルドバ	0.813	0.853	0.998	0.977	0.425
8	ナミビア	0.811	0.797	1.000	0.980	0.467
9	★ドイツ	0.803	0.680	0.988	0.966	0.579
10	アイルランド	0.801	0.755	1.000	0.963	0.488
32	★カナダ	0.767	0.751	1.000	0.969	0.350
35	★フランス	0.765	0.725	1.000	0.969	0.364
42	★アメリカ	0.756	0.762	1.000	0.973	0.291
85	★イタリア	0.704	0.599	0.998	0.966	0.255
101	韓国	0.687	0.608	0.980	0.976	0.182
103	中国	0.686	0.726	0.935	0.947	0.135
115	コモロ	0.672	0.693	0.938	0.962	0.093
116	セネガル	0.670	0.488	0.938	0.964	0.288
117	アンゴラ	0.668	0.594	0.806	0.972	0.301
118	★日本	0.666	0.613	0.994	0.973	0.085
119	ブータン	0.663	0.693	0.954	0.959	0.045
120	ブルキナファソ	0.659	0.670	0.900	0.973	0.095
121	トーゴ	0.657	0.617	0.866	0.971	0.173

- スコアについては1が完全平等、0が完全不平等を意味する。
- 世界経済フォーラム(World Economic Forum)「Global Gender Gap Report 2025」を基に作成。
- 「★」はG7参加国

※2 ジェンダー・ギャップ指数(The Global Gender Gap Index):「経済」「教育」「政治」「保健」の4分野における指標から構成された各国の男女格差を測定する指数で、格差が少ないほど順位は上位となる。具体的には次のデータから算出される。【経済分野】・労働力率・同じ仕事の賃金の同等性・所得の推計値・管理職に占める比率・専門職に占める比率【教育分野】・識字率・初等、中等、高等教育の各在学率【保健分野】・新生児の男女比率・健康寿命【政治分野】・国会議員に占める比率・閣僚の比率・最近50年の国家元首の在任年数

(2) 国の動向

昭和 50 年(1975 年)に総理府に婦人問題企画推進本部が設置され、昭和 52 年(1977 年)に女性行政関連施策の 10 年間の方向性を明らかにした国内行動計画が策定されました。昭和 59 年(1984 年)には「国籍法」、「戸籍法」が改正され、昭和 60 年(1985 年)に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)の制定等国内法の整備を進め、昭和 60 年(1985 年)に「女子差別撤廃条約」を批准しました。

平成 11 年(1999 年)には、男女共同参画社会の実現を「二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置付けた「男女共同参画社会基本法」が制定されました。平成 12 年(2000 年)には、この法律に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、令和 2 年(2020 年)の第 5 次となる計画では、2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性割合 30%程度をめざすことが目標に掲げられています。

分野別にみると、労働分野では、平成 30 年(2018 年)に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得、正社員と非正規社員間の不合理な待遇差の禁止を図る関連法が順次施行されました。また、令和元年(2019 年)には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」の成立により、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大やハラスメント防止対策の強化等が行われました。さらに令和 4 年(2022 年)の「育児・介護休業法」の改正により男性の育児休業取得促進のため産後パパ育休(出生時育児休業)が創設され、令和 6 年(2024 年)の「育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法」の改正では、男性労働者の育児休業取得率等の公表が、従業員が 300 人超 1,000 人以下の企業にも義務付けられました。

政治分野では、平成 30 年(2018 年)に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、国や地方議会の議員選挙において、男女の候補者の数ができるだけ均等となることを目指すことが基本原則とされました。

さらに、性犯罪や暴力に関する分野では、平成 29 年(2017 年)に性犯罪に関する刑法の大幅な改正により強姦罪が強制性交等罪へ改められ、監護者性交等罪が新設されるなど犯罪の定義が拡大されるとともに厳罰化が図られました。また、令和元年(2019 年)にはDV防止法改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、DV対応と児童虐待対応との連携強化に向け、児童相談所を関係機関として明文化、保護の適用対象としてDV被害者の同伴家族が含まれることなどが盛り込まれました。令和 5 年(2023 年)には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、すべての国民が、性的指向やジェンダーアイデンティティ^{※3}にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策が推進されています。また、令和 6 年(2024 年)には、従来の婦人保護事業に代わる新たな支援の枠組みとして「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。これにより、孤独・孤立対策の視点も含め、困難な問題を抱える女性への支援の強化が求められています。

※3 ジェンダーアイデンティティ：性自認のことであり、自分自身がどのジェンダーに属すると認識しているかを表す概念です。男性、女性だけでなく多様なジェンダーの捉え方があり、セックスと一致することもあれば一致していない場合もあります。

一方、国際協力分野では、平成 28 年(2016 年)に「女性の活躍推進のための開発戦略」が策定されました。この戦略では、開発協力に際し途上国の女性の活躍推進の取り組みに貢献し、SDGs の目標「ジェンダー平等」の実現に向けて、女性と女児の権利の尊重や女子教育、女性の指導的役割への参画推進などを重点分野としてあげており、女性と女児のエンパワーメントの達成を目指しています。

(3) 大阪府の動向

大阪府においては、昭和 56 年(1981 年)の「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」策定以降、女性の地位向上をめざして継続的に行動計画が策定されてきました。平成 13 年(2001 年)には「おおさか男女共同参画プラン」が策定され、その翌年には「大阪府男女共同参画推進条例」(平成 14 年(2002 年))の制定により、男女共同参画社会の実現をめざす指針が示されました。「おおさか男女共同参画プラン」は平成 18 年(2006 年)の一部改訂後、平成 23 年度(2011 年度)、平成 28 年度(2016 年度)に後継計画が策定されました。現在は令和 2 年度(2020 年度)に策定された「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」が推進されており、5つの基本理念として「男女の人権の尊重」、「固定的な性別役割分担等を反映した制度・慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼさないよう配慮」、「政策・方針の立案・決定への男女の共同参画」、「家庭の重要性を認識した上での家庭生活と他の活動の両立」、「国際社会における取組への考慮」が掲げられています。

また、令和 6 年度(2024 年度)には「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」が策定されました。計画には、大阪府と市町村が適切な役割分担のもと相互に連携して女性支援事業に取り組むとして、様々な支援内容が盛り込まれています。

また、DV対策として平成 17 年(2005 年)に「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されました。現在は、後継計画として令和 4 年(2022 年)策定の令和 4 年(2022 年)から令和 8 年(2026 年)を計画期間とする計画が進行中であり、基本目標として「DVを防止するとともに、暴力の被害者が適切な保護や支援を受け、自立し安心して暮らすことのできる社会の実現」、「計画に基づく諸施策の推進を通じて、人権尊重に対する意識が浸透した男女共同参画社会の実現」が掲げられています。

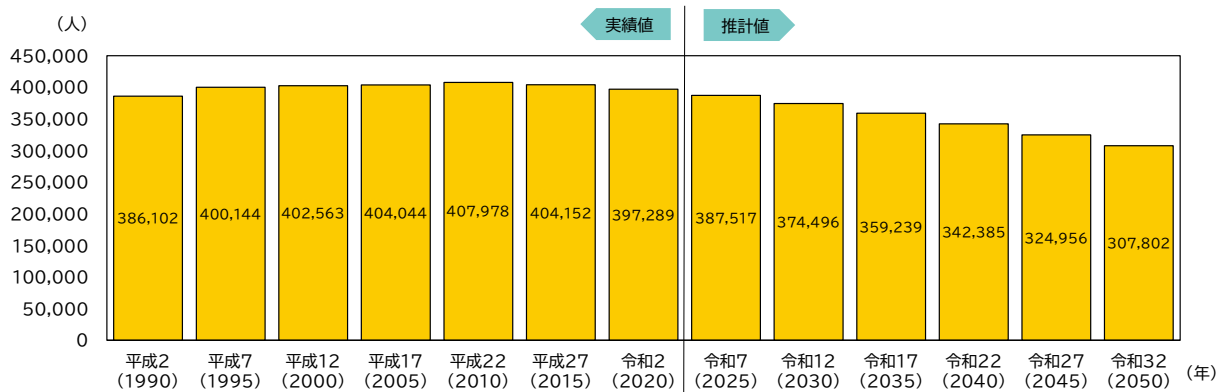
さらに、性的指向及び性自認の多様性に関する無理解を背景に誤解や偏見、差別が生じている現実を鑑み、性的指向及び性自認の多様性が尊重され、すべての人が自分らしく生きることができるとともに、社会の実現を目指していくため、令和元年(2019 年)には「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が施行されました。また、令和 2 年(2020 年)には、「パートナーシップ宣誓証明制度」が開始され、一方または双方が性的マイノリティ当事者の方がお互いを人生のパートナーとして社会において自分らしく生きることを支援する取り組みが進められています。

2. ジェンダー平等に関する本市の現状

(1) 人口の推移と世帯の状況

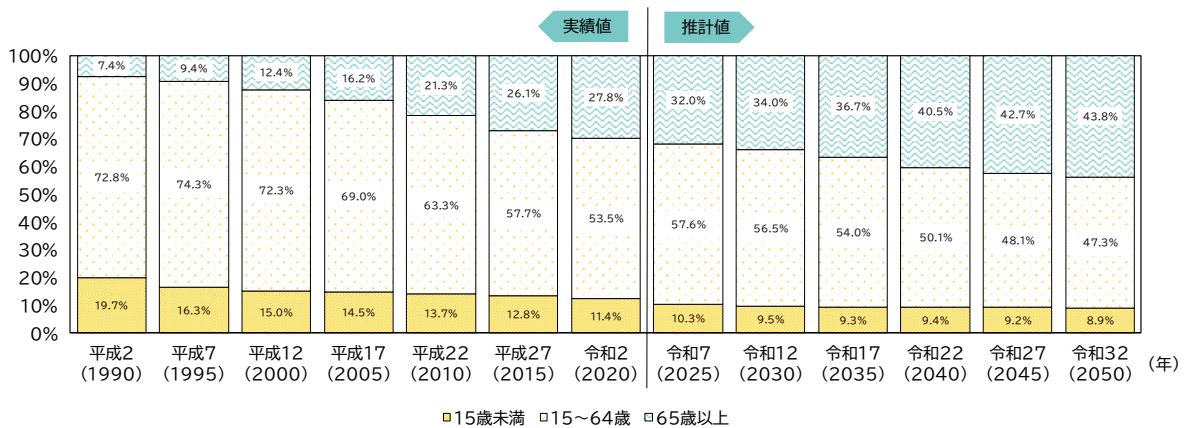
- 枚方市の総人口は減少傾向にあり、令和 32 年(2050 年)には 307,802 人となる見込みです。年齢三区分別人口をみると、15 歳未満と 15~64 歳は減少傾向ですが、65 歳以上は増加傾向であり、令和 22 年(2040 年)以降の高齢化率は 40%以上で推移する見込みです。

図表 人口推移(枚方市)



資料:国勢調査(平成7年(1995年)~令和2年(2020年))、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」(令和7年(2025年)~令和32年(2050年))

図表 年代別人口構成比の推移(枚方市)

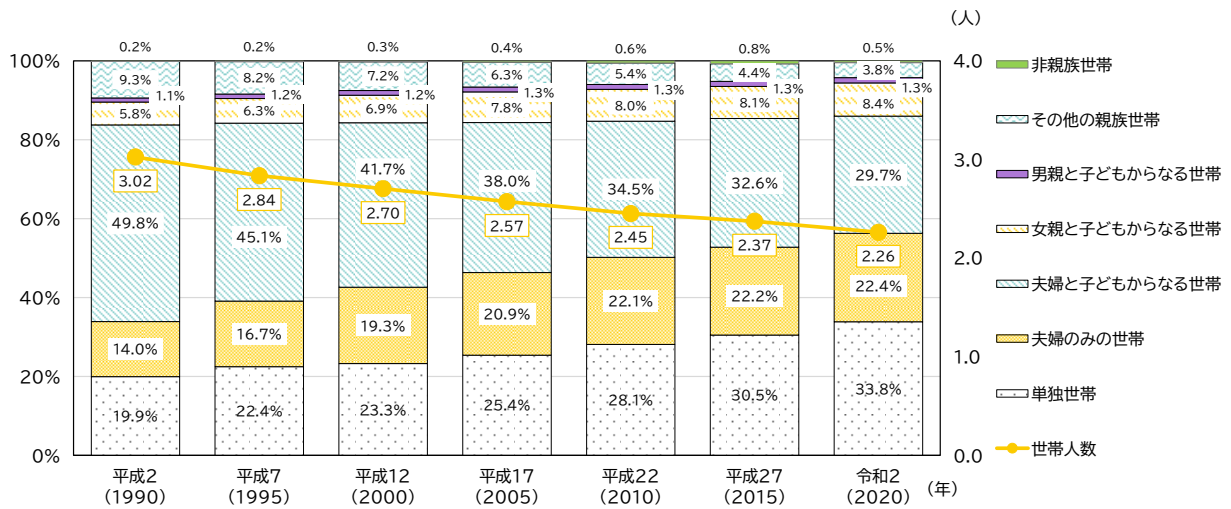


※年齢不詳分を除く構成比

資料:国勢調査(平成7年(1995年)~令和2年(2020年))、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」(令和7年(2025年)~令和32年(2050年))

- 枚方市の世帯類型別割合の推移をみると、夫婦のみ世帯と単独世帯が増加傾向であり、平成 22 年（2010 年）以降5割以上で推移しています。

図表 世帯類型別割合（枚方市）

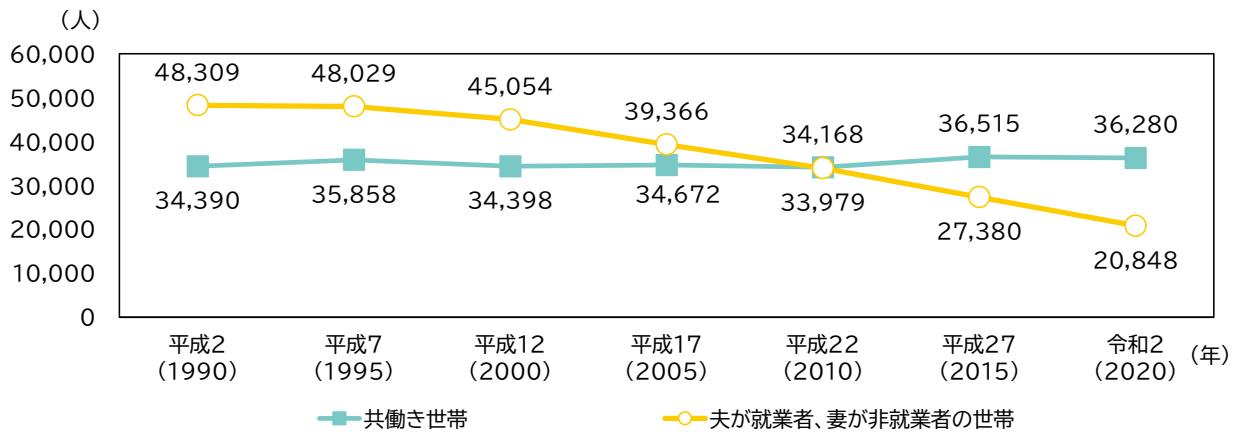


資料：国勢調査

(2) 就労の状況

- 枚方市では、共働き世帯が増加傾向であり、平成 22 年（2010 年）以降「夫が就業者、妻が非就業者の世帯」を上回って推移しています。

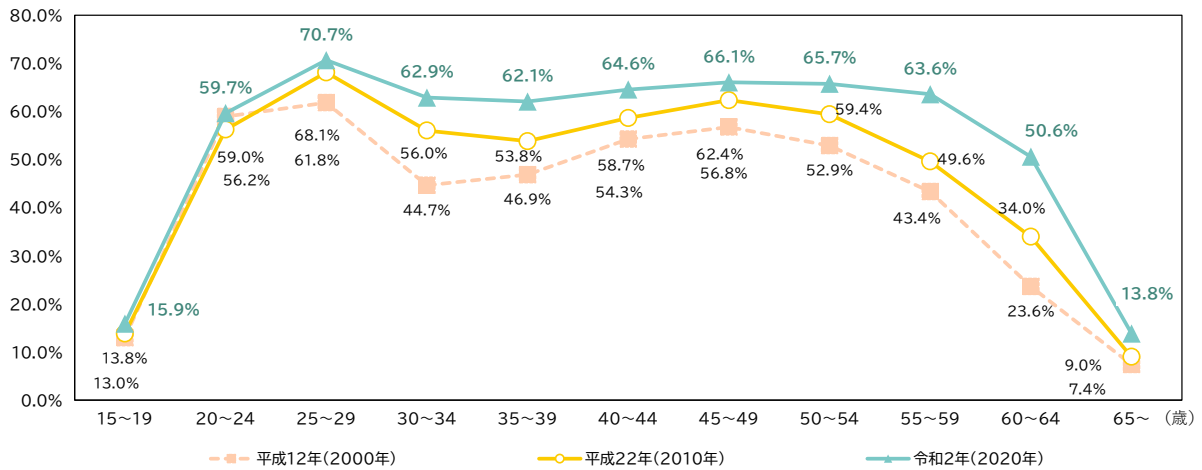
図表 共働き世帯の推移（枚方市）



資料：国勢調査

- 女性の年齢層別就業率の経年推移をみると、令和2年（2020年）でも30歳代の就業率が低くなる傾向はみられますが、平成12年（2000年）には5割未満であった30歳代の就業率は約6割まで上昇しており、いわゆるM字カーブの谷は緩やかになっています。

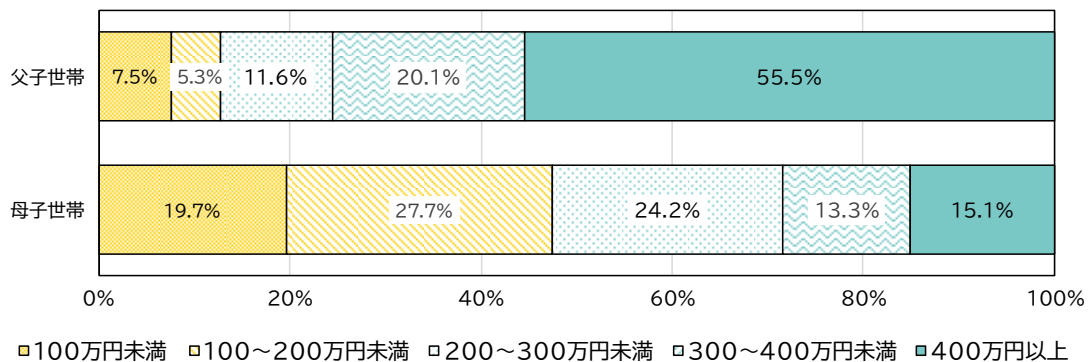
図表 女性年齢層別就業率の推移（枚方市）



資料：国勢調査

- ひとり親世帯の年間就労収入の構成割合（全国）をみると、母子世帯では200万円未満が47.4%、父子世帯は400万円以上が55.5%となっています。

図表 ひとり親世帯の年間就労収入の構成割合（全国）

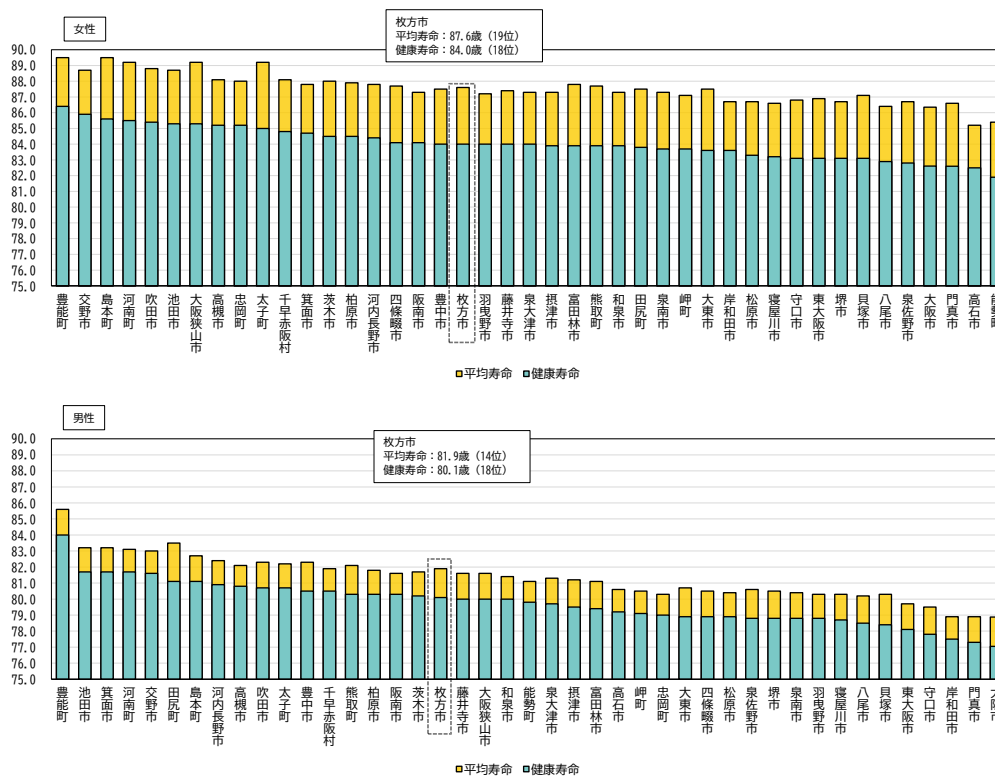


資料：令和3年度全国ひとり親世帯等調査

(3) 健康の状況

- 大阪府における平均寿命、健康寿命の市町村ランキングをみると、平均寿命では枚方市は府内43市町村のうち女性が19位(87.6歳)、男性が14位(81.9歳)となっています。また、健康寿命では女性が18位(84.0歳)、男性が18位(80.1歳)となっています。枚方市における平均寿命と健康寿命の差は、女性が男性より長くなっています。

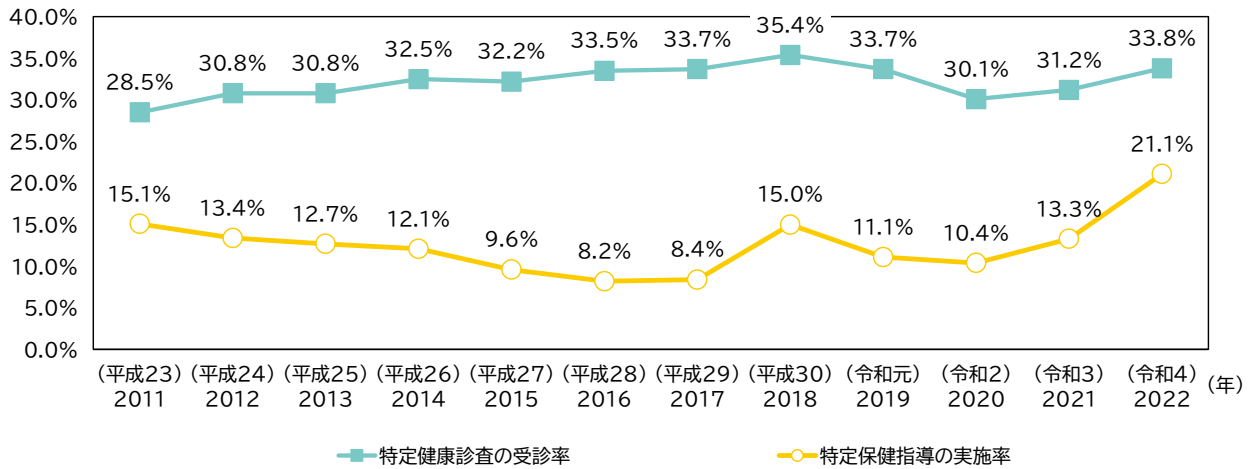
図表 平均寿命、健康寿命の市町村ランキング(令和4年(2022年)・大阪府市町村)



資料：大阪府健康データダッシュボード

- 特定健康診査・特定保健指導ともに令和元年(2019年)に減少しましたがその後復調しています。

図表 特定健康診査の受診率・特定保健指導の実施率

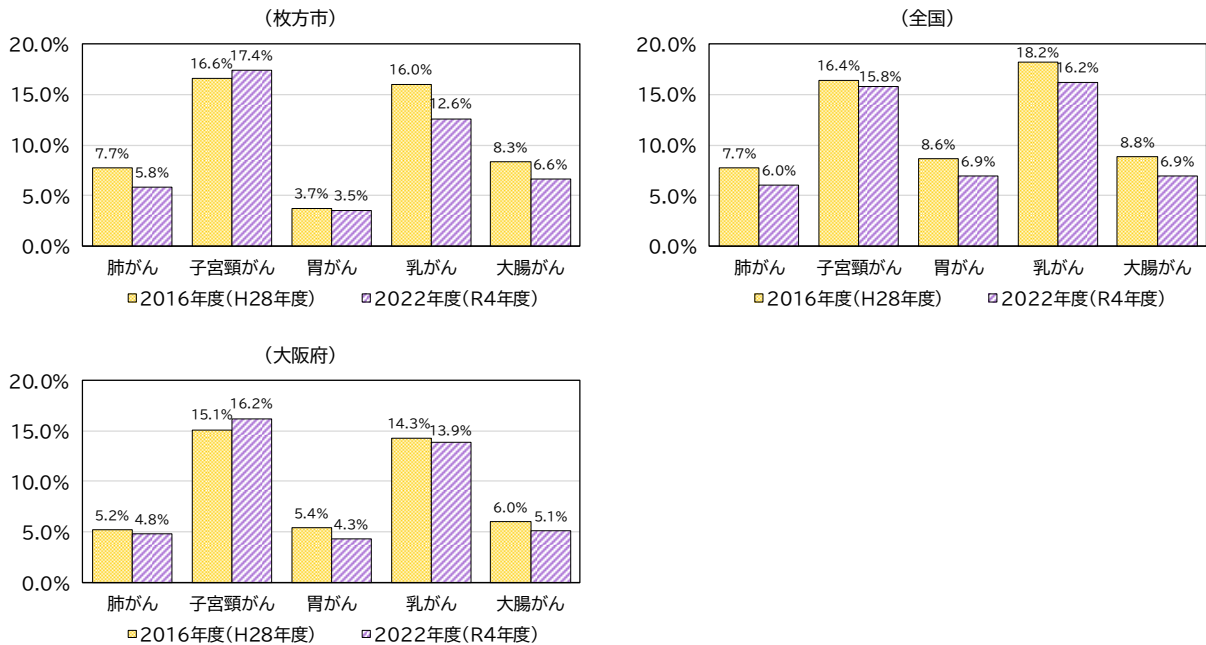


出典:枚方市国民健康保険の特定健康診査結果

- 枚方市が実施しているがん検診の受診率と大阪府及び全国の市町村のがん検診受診率を比較すると、平成28年度(2016年度)から令和4年度(2022年度)にかけて、市、大阪府・全国ともに減少傾向となっています。

図表 がん検診受診率(枚方市・全国・大阪府)

市町村実績値による比較

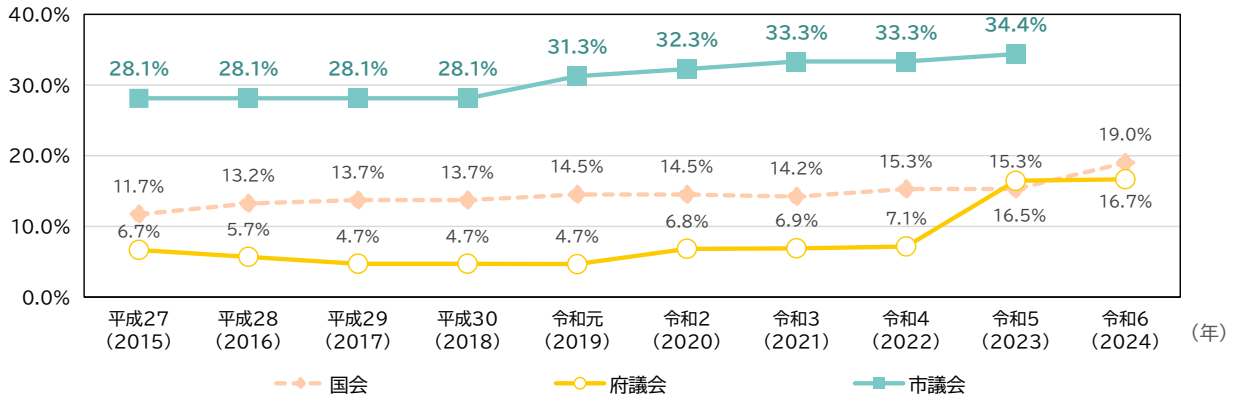


出典:地域保健・健康増進事業報告【対象は、肺・大腸・乳は40~69歳、子宮は20~69歳、胃は50~69歳】

(4) 方針決定過程への女性の参画状況

- 女性議員割合の推移をみると、本市および府内中核市は国会や府議会に比べて女性議員の割合が高くなっています。また、本市は令和元年（2019年）に3割を超え、以降府内中核市と比べて高い割合で推移しています。

図表 女性議員の割合の推移（国・大阪府・枚方市）



資料：国会は、衆議院・参議院各事務局調べ

府議会は、内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」

市議会は、内閣府男女共同参画局「市区町村女性参画状況見える化マップ」

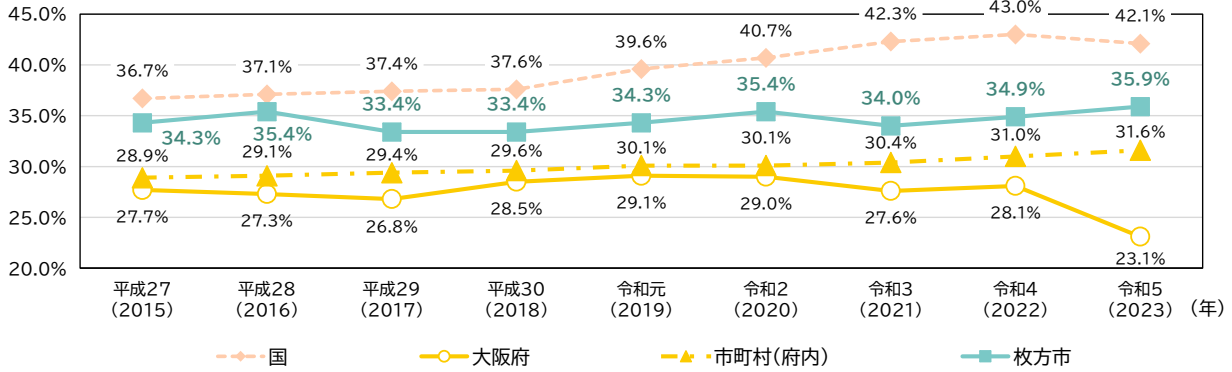
図表 女性議員の割合の推移（枚方市・府内中核市）

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
枚方市	28.1%	28.1%	28.1%	28.1%	31.3%	32.3%	33.3%	33.3%	34.4%
吹田市	27.8%	27.8%	27.8%	27.8%	27.8%	27.8%	27.8%	28.6%	32.4%
豊中市	16.7%	16.7%	16.7%	20.0%	20.6%	20.6%	21.2%	20.6%	29.4%
高槻市	29.4%	29.4%	29.4%	29.4%	20.6%	20.6%	21.2%	21.9%	32.4%
八尾市	21.4%	21.4%	22.2%	22.2%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	30.8%
寝屋川市	18.5%	18.5%	18.5%	18.5%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	33.3%
東大阪市	15.8%	15.8%	16.7%	16.7%	18.4%	18.4%	18.4%	18.4%	21.1%

資料：内閣府男女共同参画局「市区町村女性参画状況見える化マップ」

- 地方自治法(第 202 条の3)に基づく審議会等における女性委員の登用状況を見ると、本市は大阪府に比べて割合が高く、また府内市町村の平均を上回って推移しています。府内中核市と比べても、同程度か上回る水準であることがわかります。

図表 審議会等委員における女性委員割合の推移(国・大阪府・市町村(府内)・枚方市)



資料:国は内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」、大阪府と枚方市は内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

図表 審議会等委員における女性委員割合の推移(枚方市・府内中核市)

	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 5 年 (2023 年)	令和 6 年 (2024 年)
枚方市	34.3%	35.4%	33.4%	33.4%	34.3%	35.4%	34.0%	34.9%	35.9%	35.9%
吹田市	32.3%	33.9%	34.3%	35.6%	34.5%	34.5%	34.6%	29.0%	28.6%	30.4%
豊中市	28.7%	27.8%	28.1%	26.7%	30.0%	29.3%	30.7%	32.4%	33.8%	32.0%
高槻市	29.9%	29.3%	28.5%	28.3%	28.8%	28.7%	29.5%	29.5%	29.3%	28.1%
八尾市	29.5%	32.4%	33.2%	33.2%	33.0%	32.2%	31.7%	33.5%	33.6%	34.2%
寝屋川市	25.0%	26.9%	25.6%	26.2%	26.5%	27.3%	26.0%	28.1%	28.3%	28.6%
東大阪市	29.5%	28.7%	31.0%	31.5%	30.4%	31.7%	32.1%	31.4%	31.8%	33.0%

資料:内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

- 枚方市における管理職に占める女性割合は、令和4年度（2022年度）から令和6年度（2024年）の伸び率は7.6%と上昇傾向となっておりますが、30.0%には到達していません。理事級・部長級・次長級職員の女性比率を府内中核市と比べると概ね高めの割合で推移しています。

図表 各役職段階の職員の女性割合（正職員）

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	伸び率*
管理職	26.1%	28.5%	28.1%	7.6
理事級	0.0%	0.0%	50.0%	-
部長級	21.7%	16.7%	12.5%	▲ 42.4
次長級	19.6%	21.1%	19.3%	▲ 1.5
室長級	12.5%	12.5%	30.0%	140.0
課長級	21.7%	25.4%	25.6%	17.8
課長代理級	29.9%	33.2%	32.6%	8.9
係長級	35.7%	37.4%	36.9%	3.3
主任級	56.8%	57.2%	57.1%	0.4
係員級	65.7%	66.6%	67.1%	2.2

※令和4年度（2022年度）に対する令和6年度（2024年度）割合

出典：女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表より

図表 市職員における管理職（理事級・部長級・次長級）の女性比率（枚方市・府内中核市）

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
枚方市	11.2%	14.1%	13.7%	15.5%	16.5%	16.8%	15.2%	16.2%	16.0%	19.1%
吹田市	6.6%	10.0%	9.2%	11.1%	13.8%	12.1%	15.0%	14.7%	17.0%	18.8%
豊中市	11.7%	13.5%	12.9%	12.2%	13.5%	13.1%	16.7%	18.0%	20.9%	19.6%
高槻市	8.6%	11.5%	9.8%	11.9%	11.1%	10.0%	9.8%	13.6%	12.1%	10.3%
八尾市	5.1%	9.0%	10.1%	12.3%	11.4%	12.9%	14.1%	13.4%	14.1%	13.8%
寝屋川市	10.9%	9.8%	10.3%	9.1%	7.5%	7.3%	12.3%	11.5%	10.0%	8.6%
東大阪市	12.4%	12.5%	4.7%	5.0%	7.1%	9.5%	10.9%	10.2%	11.6%	12.3%

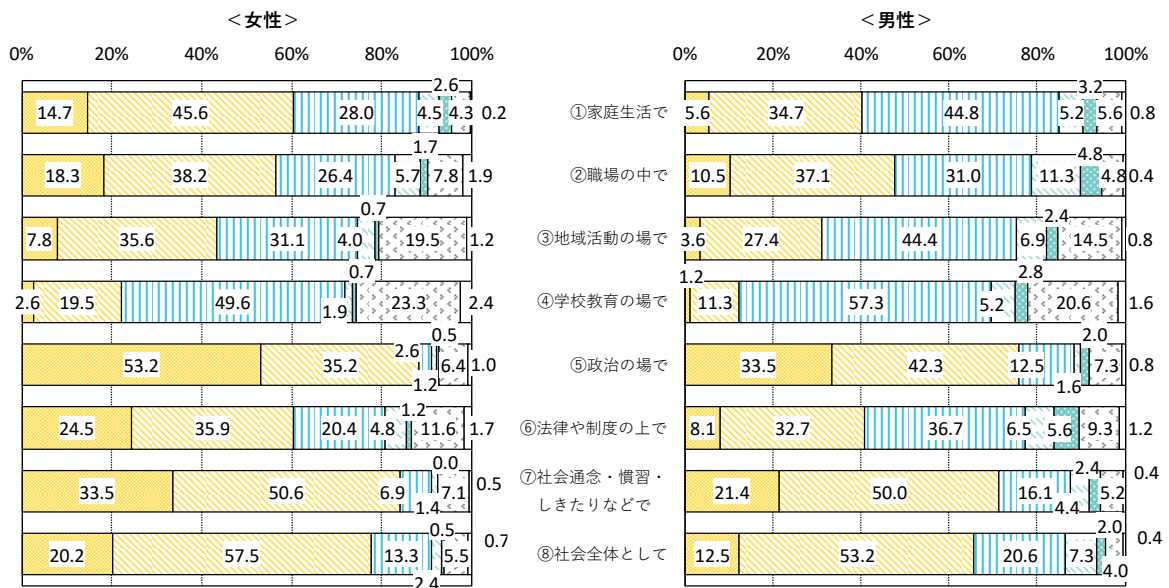
資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(5) 市民アンケート調査からみる市民意識の状況

- 男女の平等感について、全体で見ると『平等である』が多かったのは「学校教育の場」となっています。次いで「地域活動の場」となっています。どの場でも『男性優遇』が『女性優遇』より多くなっていますが、その中でも特に『男性優遇』だと考えられている場は、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたりなど」となっています。

図表 社会全体で男女が平等であると思う人の割合

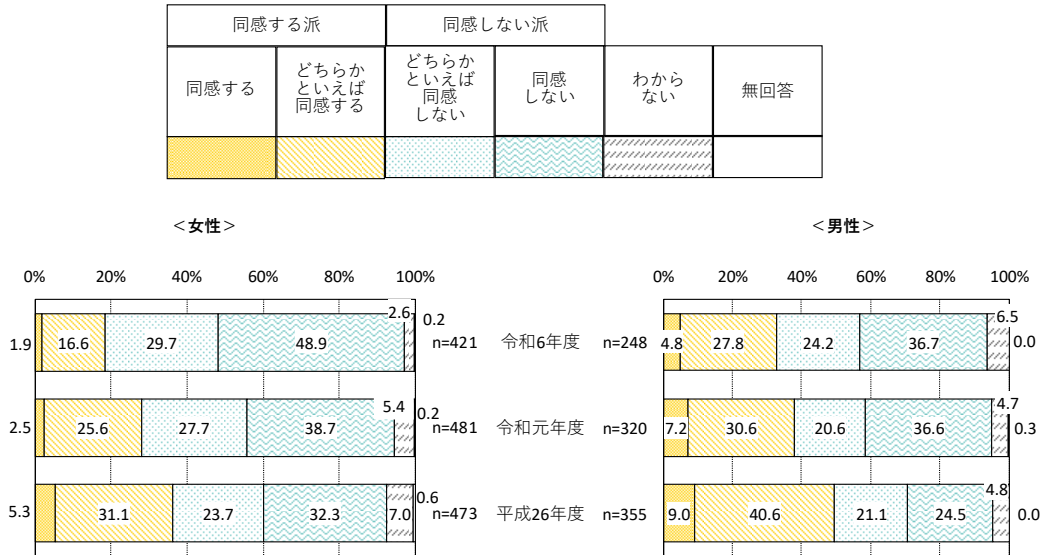
男性優遇派		女性優遇派				
男性が優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が優遇されている	わからない	無回答



資料:枚方市男女共同参画に関する市民アンケート調査(一般)

- 男女の役割分担について、全体で見ると『同感しない派（『同感しない』と『どちらかといえば同感しない』の合計）』は女性78.6%、男性60.9%、『同感する派（『同感する』と『どちらかといえば同感する』の合計）』は女性18.5%、男性32.6%と『同感しない派』が大きく上回っています。

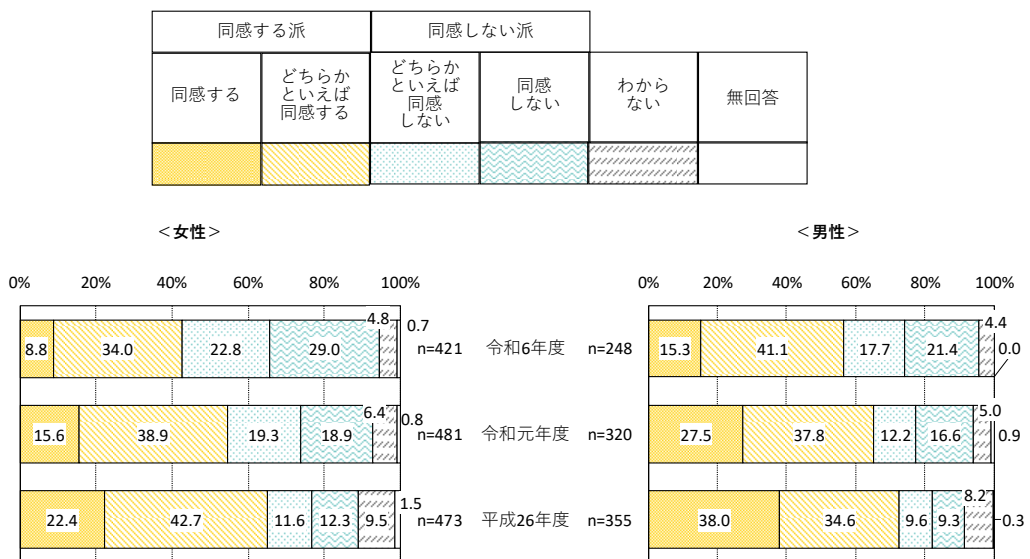
図表 男は仕事、女は家庭という考えに同感しない人の割合



資料:枚方市男女共同参画に関する市民アンケート調査(一般)

- 子どもが小さいうちは母親が仕事をしないで育児に専念した方がよいという考え方について、『同感する派（『同感する』と『どちらかといえば同感する』の合計）』は女性42.8%、男性56.4%、『同感しない派（『同感しない』と『どちらかといえば同感しない』の合計）』は女性51.8%、男性39.1%と女性と男性で違いが見られます。

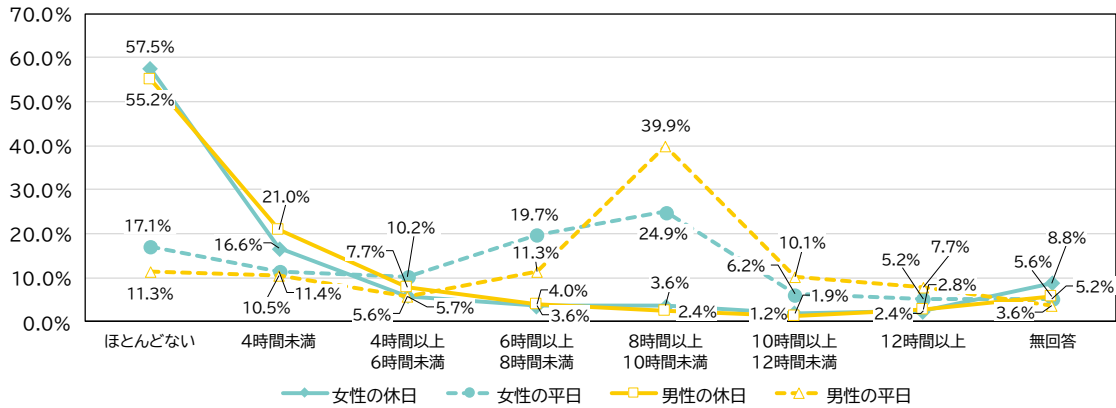
図表 子どもが小さいうちは、母親は仕事をしないで子どもの世話をしたほうがよいという考えに同感しない人の割合



資料:枚方市男女共同参画に関する市民アンケート調査(一般)

- 仕事に費やす時間について、平日では「8時間以上（10 時間以上 12 時間未満、12 時間以上含む）」が女性 36.3%、男性 57.7%となっており、女性・男性いずれも「8時間以上 10 時間未満」の割合が最も高く、休日では、女性・男性いずれも「ほとんどない」（女性 57.5%、男性 55.2%）の割合が最も高くなっています。

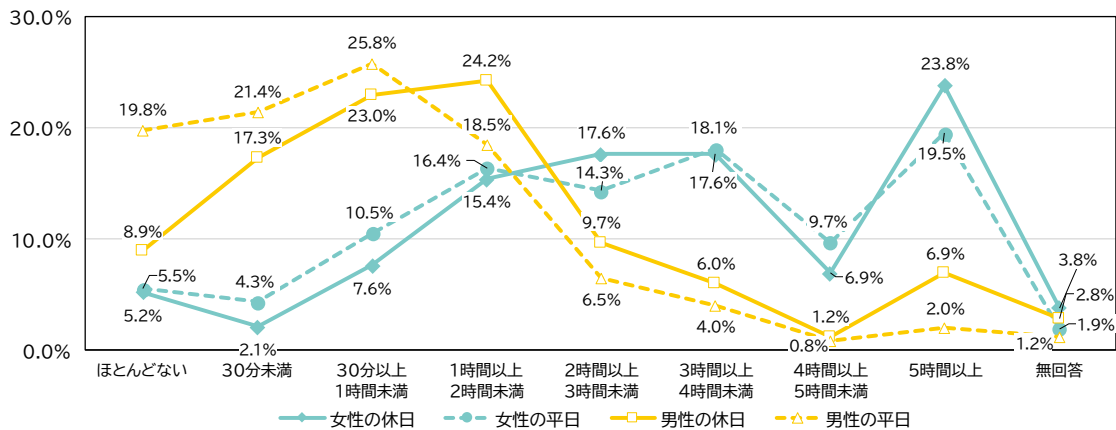
図表 仕事に費やす時間



資料:枚方市男女共同参画に関する市民アンケート調査(一般)

- 家事に費やす時間について、平日では「30 分未満(ほとんどない含む)」が女性 9.8%、男性 41.2%と大きな差が見られます。女性は「3時間以上4時間未満」が 18.1%で最も高く、男性は「30 分以上1 時間未満」が 25.8%で最も高く、家事に費やす時間について、休日では女性は「5時間以上」が 23.8%で最も多く、男性は「1時間以上2時間未満」が 24.2%で最も高くなっています。

図表 家事に費やす時間



資料:枚方市男女共同参画に関する市民アンケート調査(一般)

3. 第3次計画期間における主な取り組みと課題

(1) 指標の取組状況

目標達成または目標を上回っている指標	目標達成には至らないが改善がみられる指標	目標達成に至っていない指標	調査対象が異なるため達成状況の比較は行わない指標
14 指標	18 指標	2 指標	1 指標

策定時(平成 26 年度(2014 年度))からの指標の取組状況は、策定時(平成 26 年度(2014 年度))と令和6年度(2024 年度)を比較すると、35 指標のうち、目標達成または目標を上回っている指標は 14 指標、目標指標には至らないが改善がみられる指標は 18 指標、目標達成に至っていない指標は 2 指標でした。

計画期間には、新型コロナウイルスの感染拡大により、一部の施策については休止や新たな手法を取り入れるなどの対応を行いました。令和6年度(2024 年度)末時点ではすべての施策において、復調または手法を変更し実施しています。概ね目標に達成している指標が多いものの、引き続き、目標に向けて取り組みを進める必要があります。

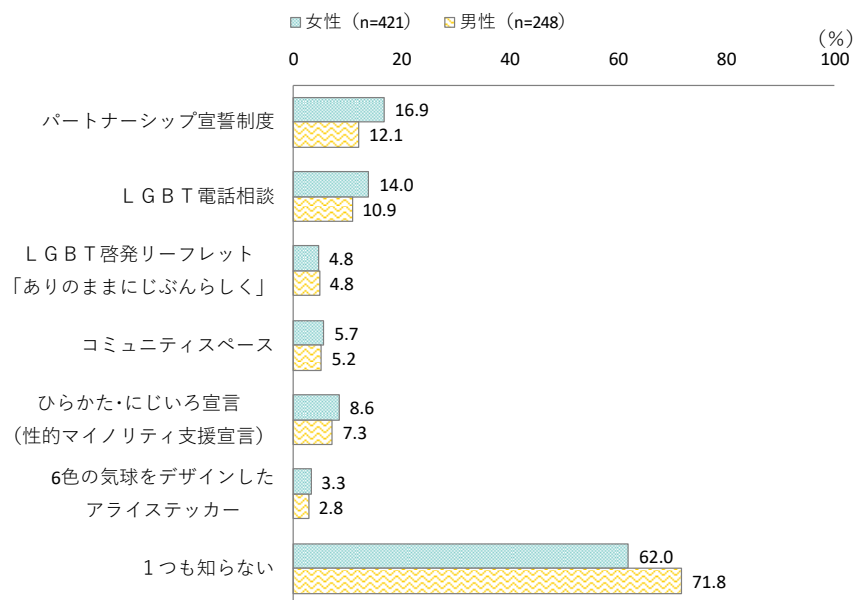
(2) 基本目標ごとの主な取り組みと課題

第3次計画における基本目標ごとの主な取り組みと課題をまとめました。

基本目標Ⅰ 人権尊重と男女共同参画への意識改革

- 本市の男女共同参画の拠点施設である、男女共生フロア・ウィルの周知と合わせ、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行いました。市民アンケートによると、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担について、「同感しない派」が女性で 78.6%、男性で 60.9%と、「同感する派」を大きく上回り、固定的な性別役割分担意識は減少傾向であるといえますが、男女での差がみられます。また、男女がどの程度平等になっているかという認識については、学校教育の場以外の場面では男性優遇であると感じる人が多く、「政治の場」や「社会通念・慣習・しきたりなど」は、女性の8割以上、男性の7割以上が男性優遇であると感じています。
- 性の多様性への理解促進に取り組むとともに、当事者に寄り添った取り組みとして、LGBTQ+電話相談・オンライン(チャット)相談、当事者や支援者によるコミュニティスペース「ひらかた・にじいろスペース」を実施しました。アンケート結果では、「性的マイノリティ(LGBTQ 等)」の言葉については、8割近くが認知していますが、市が行っている性的マイノリティ(LGBTQ 等)への支援策の認知度は低い状況です。

図表 枚方市の性的マイノリティ支援施策の認知度



資料:枚方市男女共同参画に関する市民アンケート調査(一般)

指標の達成状況

各指標の達成状況は下記の通りです(以下、同様)。

- ◎…目標達成または目標を上回っている
- …目標達成には至らないが、改善がみられる
- △…目標達成に至っていない

指標	指標の説明	目標 (令和7年度 (2025年度))	策定時 (平成26年度 (2014年度))	中間見直し時 (令和元年度 (2019年度))	令和6年度 (2024年度)	達成 状況
男女の 平等感	①社会全体で男女が平等であると思う人の割合 ^{※1}	増加	女性 8.7% 男性 21.7%	女性 9.6% 男性 23.4%	女性 13.3% 男性 20.6%	○
固定的な性別 役割分担意識 に同感しない 人の割合	②「男は仕事、女は家庭」という考えに「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人の割合 ^{※1}	増加	女性 56.0% 男性 45.6%	女性 66.4% 男性 57.2%	女性 78.6% 男性 60.9%	◎
	③「子どもが小さいうちは、母親は仕事をしないで、子どもの世話をしたほうがよい」という考えに「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人の割合 ^{※1}	増加	女性 23.9% 男性 18.9%	女性 38.2% 男性 28.8%	女性 51.8% 男性 39.1%	◎

※1 男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般

指標	指標の説明	目標 (令和7年度 (2025年度))	策定時 (平成26年度 (2014年度))	中間見直し時 (令和元年度 (2019年度))	令和6年度 (2024年度)	達成 状況
固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合	④料理、掃除、洗濯などの家事を「男の人と女の人が協力してするのがよい」と考える人の割合※1	増加	<小学生> 女子 59.6% 男子 50.8% <中学生> 女子 63.9% 男子 54.3% <高校生> 女子 78.9% 男子 57.5% <大学生> 女性 86.2% 男性 64.8%	<小学生> 女子 73.1% 男子 57.5% <中学生> 女子 80.2% 男子 56.6% <高校生> 女子 81.9% 男子 68.3% <大学生> 女性 92.1% 男性 81.9%	<小学生> 女子 83.2% 男子 77.3% <中学生> 女子 85.7% 男子 80.7%	◎
	⑤子どもが小さいときの子育てを「男の人と女の人が協力してするのがよい」と考える人の割合※1	増加	<小学生> 女子 63.2% 男子 56.1% <中学生> 女子 72.2% 男子 61.5% <高校生> 女子 83.1% 男子 66.5% <大学生> 女性 87.2% 男性 73.6%	<小学生> 女子 73.6% 男子 60.8% <中学生> 女子 78.4% 男子 62.8% <高校生> 女子 85.8% 男子 73.2% <大学生> 女性 90.9% 男性 81.9%	<小学生> 女子 76.9% 男子 69.8% <中学生> 女子 84.9% 男子 75.4%	◎
	⑥お金を稼ぐ仕事を「男の人と女の人が協力してするのがよい」と考える人の割合※1	増加	<小学生> 女子 47.1% 男子 35.2% <中学生> 女子 54.6% 男子 32.7% <高校生> 女子 66.5% 男子 37.2% <大学生> 女性 73.4% 男性 40.8%	<小学生> 女子 63.5% 男子 43.8% <中学生> 女子 66.1% 男子 45.1% <高校生> 女子 74.4% 男子 51.3% <大学生> 女性 78.3% 男性 62.7%	<小学生> 女子 75.6% 男子 66.2% <中学生> 女子 76.8% 男子 59.9%	◎
「男女共同参画社会」の認知度	⑦「男女共同参画社会」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合※2	78.0%	女性 54.3% 男性 69.3%	女性 61.5% 男性 69.1%	女性 65.8% 男性 79.4%	○
「女子差別撤廃条約」の認知度	⑧「女子差別撤廃条約」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合※2	60.0%	女性 42.3% 男性 50.7%	女性 49.7% 男性 50.0%	女性 50.6% 男性 57.3%	○

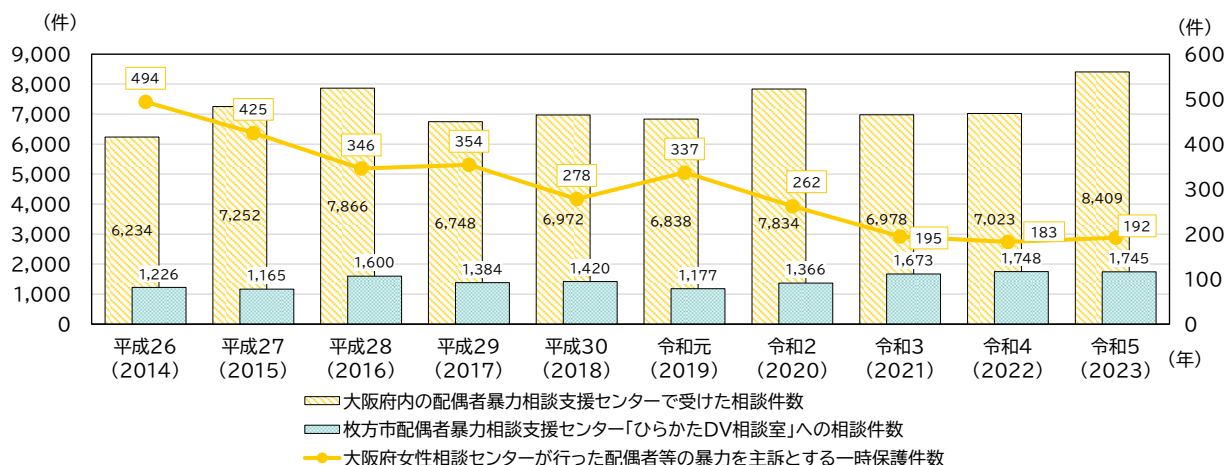
※1 男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生

※2 男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般

基本目標2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶

- 枚方市配偶者暴力相談支援センター（ひらかたDV相談室）の相談件数は、令和2年度（2020年度）に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出制限など、家庭環境の変化により増加傾向となっています。アンケート結果では、配偶者間の行為について、身体的な暴力や性的な暴力の認識は高いものの、経済的な暴力や精神的な暴力の認識は比較的low、特に「何を言っても無視する」は明確に暴力であると捉えている人は半数以下にとどまっています。
- DV予防に向けた子どもの頃からの取り組みとしてジェンダー平等意識の形成や暴力を伴わない人間関係の構築に向けたプログラムを学校園を通じ実施しました。アンケート結果では、中学生のデートDVの認知度について、「知っている」は、女子が36.6%、男子が33.8%となっています。
- 大阪府の配偶者暴力相談支援センターと本市の「ひらかたDV相談室」への相談件数は年によって増減はありますが長期的には増加傾向で推移しています。一方、大阪府女性相談センターが行った配偶者等の暴力を主訴とする一時保護件数は減少傾向で推移しています。

図表 DV相談件数の推移（配偶者暴力相談支援センターへの相談件数）



資料：大阪府は、「大阪府の男女共同参画の現状と施策」年次報告書

枚方市は、第2次・第3次「枚方市男女共同参画計画」アクションプログラム進捗状況

指標の達成状況

指標	指標の説明	目標 (令和7年度 (2025年度))	策定時 (平成26年度 (2014年度))	中間見直し時 (令和元年度 (2019年度))	令和6年度 (2024年度)	達成 状況
DV に対し誤った認識をしている人の割合	⑨「暴力を受けている人は逃げようと思えば、いつでも逃げ出せるはず」と考える人の割合※1	減少	女性 16.1% 男性 22.3%	女性 19.5% 男性 11.6%	女性 13.3% 男性 10.5%	◎
	⑩「暴力をふるわれた人にも、何らかの原因があるので、暴力をふるう人を一方的には責められない」と考える人の割合※1	減少	女性 10.8% 男性 19.2%	女性 11.6% 男性 20.0%	女性 7.8% 男性 12.5%	◎
DV を正しく理解している人の割合	⑪夫婦間における「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたり、ひきずりまわしたりする」行為を「どんな場合でも暴力にあたると思う」人の割合※1	増加	女性 92.0% 男性 88.7%	女性 96.5% 男性 93.8%	女性 97.4% 男性 95.6%	◎
	⑫夫婦間における「大声でどなったり、なぐるふりをして相手を脅したりする」行為を「どんな場合でも暴力にあたると思う」人の割合※1	増加	女性 68.9% 男性 53.8%	女性 74.8% 男性 65.9%	女性 83.1% 男性 77.4%	◎
デート DV に対する認識	⑬男女交際について「相手がいやがっているのに無理やりキスしたり、体をさわったりする」行為を「へんだと思う」人の割合※2	増加	<中学生> 女子 95.4% 男子 94.2% <高校生> 女子 96.4% 男子 91.4%	<中学生> 女子 98.7% 男子 92.9% <高校生> 女子 96.9% 男子 94.6%	<中学生> 女子 97.4% 男子 93.5%	○
	⑭男女交際について「友人とのつきあいをいやがったり、禁止したりする」行為を「へんだと思う」人の割合※2	増加	<中学生> 女子 89.7% 男子 83.2% <高校生> 女子 92.9% 男子 87.2%	<中学生> 女子 95.2% 男子 89.4% <高校生> 女子 91.7% 男子 89.7%	<中学生※3> 女子 87.5% 男子 84.2% <高校生※4> —	△
「デート DV」の認知度	⑮「デート DV」という言葉を「知っている」又は「聞いたことがある」人の割合※2	<中> 80.0% <高> 100.0% <大> 77.0%	<中学生> 女子 32.0% 男子 19.8% <高校生> 女子 89.0% 男子 77.1% <大学生> 女性 75.5% 男性 64.8%	<中学生> 女子 59.1% 男子 44.2% <高校生> 女子 89.0% 男子 85.8% <大学生> 女性 70.8% 男性 57.2%	<中学生> 女子 63.8% 男子 61.1% <若年※5> 女子 63.2% 男子 54.6%	○

※1 男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般

※2 男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生

※3 調査対象をデート DV 予防教育プログラム実施校から全市立中学校に変更した。

※4 調査対象を市内高校生から 16~22 歳の市内在住者に変更した。

※5 令和6年度(2024年度)と平成26年度(2014年度)、令和元年度(2019年度)は調査対象が異なるため達成状況の比較は行わない。

指標	指標の説明	目標 (令和7年度 (2025年度))	策定時 (平成26年度 (2014年度))	中間見直し時 (令和元年度 (2019年度))	令和6年度 (2024年度)	達成 状況
過去1年間に配偶者からの暴力を経験した人の割合	⑯過去1年間に配偶者から身体的暴力、精神的暴力、性的暴力のいずれかを受けたことがある人の割合 別居中の配偶者、元配偶者(離別、死別した相手)も含む※1	減少	●身体的暴力 女性12.0% 男性9.0% ●精神的暴力 女性17.1% 男性12.7% ●性的暴力 女性9.7% 男性3.9%	●身体的暴力 女性9.6% 男性11.7% ●精神的暴力 女性19.2% 男性17.5% ●性的暴力 女性11.5% 男性2.9%	●身体的暴力 女性9.5% 男性5.2% ●精神的暴力 女性18.3% 男性11.7% ●性的暴力 女性9.3% 男性2.8%	◎
交際相手からの暴力を経験した人の割合	⑰身体的暴力、精神的暴力、性的暴力のいずれかを受けたことがある人の割合※2	減少	●身体的暴力 <高校生> 女子3.3% 男子7.6% <大学生> 女性15.4% 男性13.4% ●精神的暴力 <高校生> 女子8.2% 男子8.2% <大学生> 女性23.1% 男性16.5% ●性的暴力 <高校生> 女子7.5% 男子3.0% <大学生> 女性12.8% 男性13.4%	●身体的暴力 <高校生> 女子0.0% 男子3.3% <大学生> 女性5.6% 男性5.3% ●精神的暴力 <高校生> 女子4.5% 男子6.7% <大学生> 女性11.3% 男性9.5% ●性的暴力 <高校生> 女子6.4% 男子2.5% <大学生> 女性11.8% 男性4.3%	●身体的暴力 <若年> 女性2.1% 男性5.6% ●精神的暴力 <若年> 女性9.6% 男性2.8% ●性的暴力 <若年> 女性10.7% 男性2.8% (※3)	—
DV相談窓口の周知度	⑱DV被害を受けたときの相談窓口をひとつも知らない人の割合※1	0.0%	女性5.7% 男性5.4%	女性4.4% 男性2.5%	女性1.7% 男性1.6%	○
「ひらかたDV相談室」の周知度	⑲枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合※1	50.0%	女性34.2% 男性20.0%	女性28.9% 男性17.5%	女性38.2% 男性29.8%	○
DV防止法の認知度	⑳「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」という言葉を見たり聞いたりしたことがある人の割合※1	100.0%	女性87.7% 男性88.2%	女性89.6% 男性89.7%	女性89.5% 男性91.9%	○

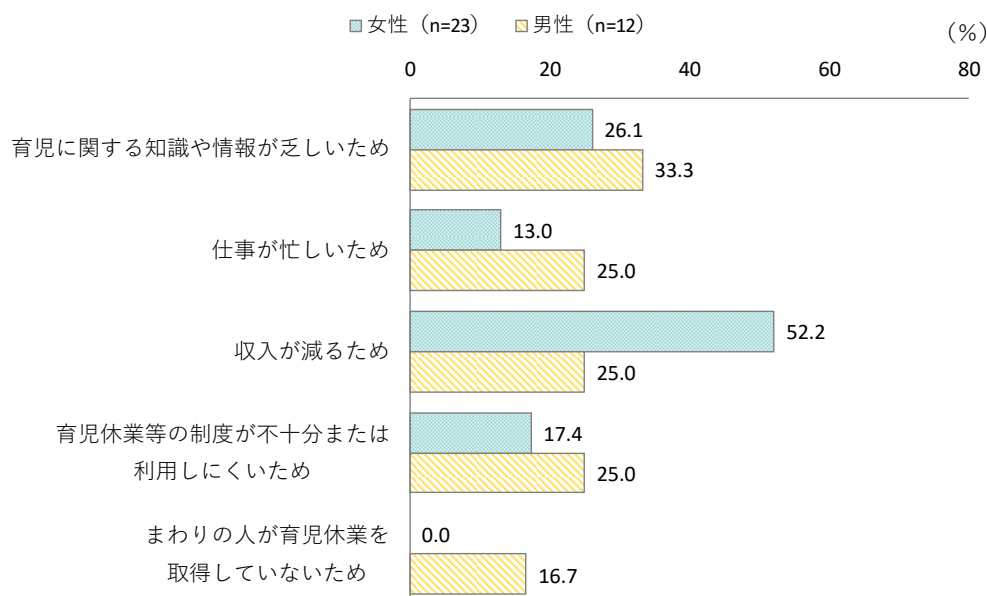
※1 男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般

※2 男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生

※3 令和6年度(2024年度)と平成26年度(2014年度)、令和元年度(2019年度)は調査対象が異なるため達成状況の比較は行わない。

- 既存保育所(園)の定員増や弾力化、ひとり親の利用調整基準の調整点加点などを行い、保育を必要とする人の入所をやすくしたほか、一時預かり事業において、リフレッシュ利用等の保護者の利用希望に応えるとともに、保育所(園)等への入所を待つ待機児童解消を図りました。
- 「放課後オープンスクエア」を全校で実施。「留守家庭児童会室」と一体的な運営を核に、「枚方子どもいきいき広場」と連携・協働し、「総合型放課後事業」を民間活力を活用し安定的に運営しました。
- アンケート結果では、男性の育児休業取得について、「取得した方がよい派」が男女ともに8割近くを占めている一方、「取得しない方がよい派」の理由をみると、収入減になることや情報不足と回答する人が多くなっています。

図表 男性が育児休業を取得しないほうがよいと思う理由



資料:枚方市男女共同参画に関する市民アンケート調査(一般)

指標の達成状況

指標	指標の説明	目標 (令和7年度 (2025年度))	策定時 (平成26年度 (2014年度))	中間見直し時 (令和元年度 (2019年度))	令和6年度 (2024年度)	達成 状況
安心して子育てできる環境が整っているか	⑳枚方市は安心して子育てできる環境が整っていると感じている人の割合※ ¹	増加	37.9% (平成27年度 (2015年度))	44.5%	45.8%	◎
保育所等利用待機児童数	㉑国の定義による保育所等の利用待機児童数 (4月1日現在)	0人	36人 (平成27年度 (2015年度))	0人	0人	◎
留守家庭児童会室待機児童数	㉒留守家庭児童会入室の待機児童数 (前年度1月末現在)	0人	0人 (平成27年度 (2015年度))	3人	0人	◎
介護保険施設等の施設数	㉓特別養護老人ホームなど介護保険施設等の施設数	93施設	80施設	86施設	89施設	○
育児休業を取得した男性職員数	(令和3年度より削除) 市役所における育児休業を取得した男性職員数(累計)	—	12人	33人	—	—
	(令和3年度より追加) ㉔育児に伴う休暇・休業を1月以上取得した男性職員の割合	100.0%	—	47.5%	88.5%※ ²	○
ワーク・ライフ・バランスの認知度	㉕「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合※ ³	71.0%	女性40.4% 男性45.1%	女性55.1% 男性63.4%	女性67.5% 男性71.8%	○

※¹ 市民意識調査

※² 育児休業の対象となる子が1歳を迎えるまでであるため、令和5年度(2023年度)に取得した職員の割合が最新の値となる。

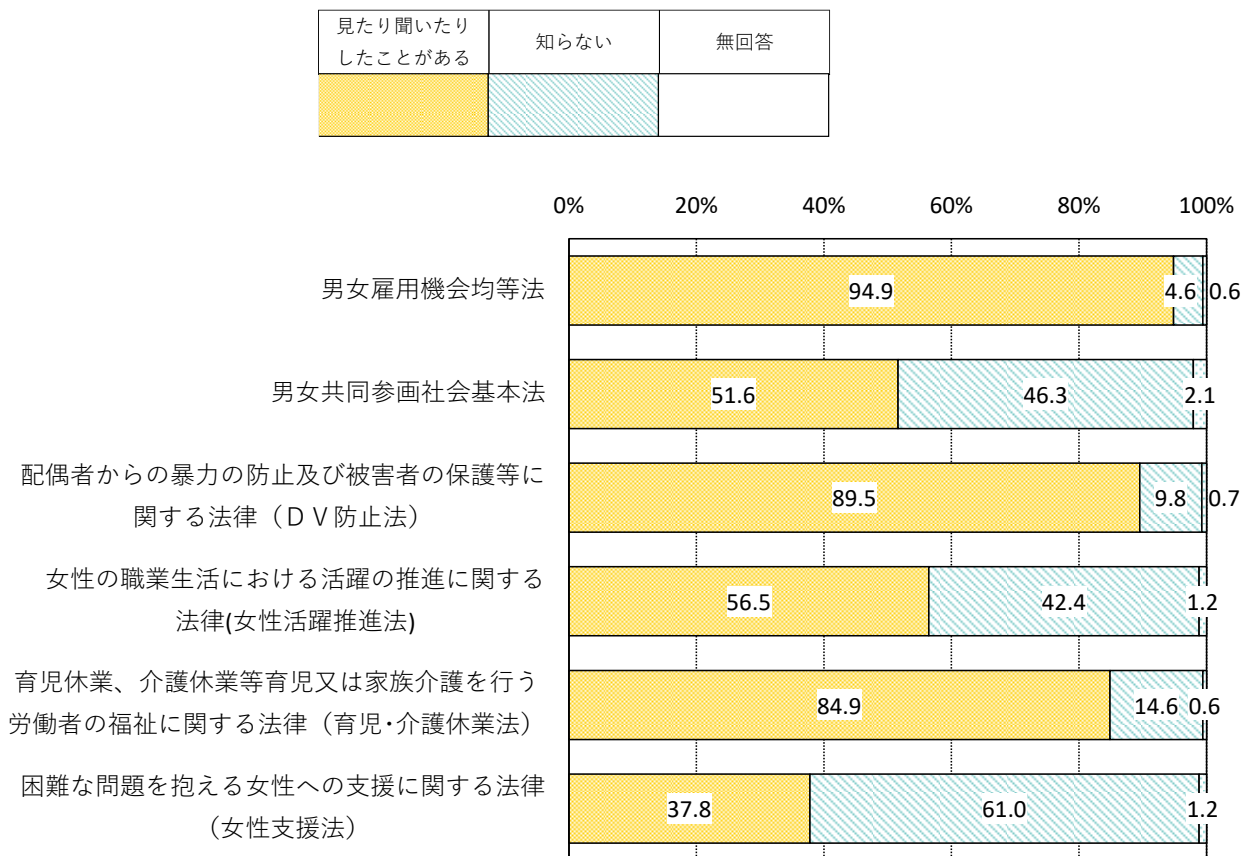
※³ 男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般

基本目標4

だれもが安心して暮らせるまちづくり

- 身体的性差への理解促進を図るとともに、性差を踏まえた、女性の負担軽減につながる取り組みとして、市施設内のトイレへの生理用品の無償配置を開始しました。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国では女性の自殺率が増加し、困難な問題を抱える女性の存在が顕在化しました。本市では第2期枚方市いのち支える行動計画（自殺対策計画）に「女性への支援」を基本施策として新設し、対策に取り組みました。
- アンケート結果では、令和6年（2024年）4月に施行された、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）に関して、男女共同参画に関するその他の法律と比べ認知度は低く5割未満となっています。

図表 法律の認知度



資料：枚方市男女共同参画に関する市民アンケート調査（一般）

指標の達成状況

指標	指標の説明	目標 (令和7年度 (2025年度))	策定時 (平成26年度 (2014年度))	中間見直し時 (令和元年度 (2019年度))	令和6年度 (2024年度)	達成 状況
安心して妊娠、出産できる環境が整っているか	⑳枚方市は安心して妊娠、出産できる環境が整っていると感じている人の割合*	増加	37.3% (平成27年度 (2015年度))	38.5%	39.8%	◎
乳がん、子宮頸がん検診受診率	㉑乳がん検診対象者： 40歳以上の女性(2年に1回の受診) 子宮頸がん検診対象者： 20歳以上の女性	●乳がん 50.0% ●子宮頸がん 50.0%	●乳がん 26.8% ●子宮頸がん 33.3%	●乳がん 13.7% ●子宮頸がん 17.0%	●乳がん 12.4% ●子宮頸がん 18.4%	△
妊娠11週以下での妊娠の届出率	㉒妊娠11週以下での妊娠の届出数/全届出数	97.0%	95.2%	96.9%	96.3%	○
特定健康診査受診率	㉓高齢者の医療の確保に関する法律に定める特定健康診査の受診者/対象者(国民健康保険に加入する40歳以上75歳未満の者)	50.0%	32.5%	33.7%	35.6% (6月1日速報値)	○
こころの病気に関する相談窓口の周知度	㉔こころの病気に関する相談窓口を知っている人の割合*	50.0%	23.7% (平成27年度 (2015年度))	26.1%	43.8%	○
ひとり親家庭の自立支援に関する給付金受給者のうち就職した人数	㉕ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の受給者のうち就職した人数(累計)	144人	自立支援教育訓練給付金 1人 高等職業訓練促進給付金 12人	71人	101人	○
枚方市防災会議の女性委員の割合	㉖枚方市防災会議の委員に占める女性の割合	30.0%	7.5%	15.0%	12.8%	○

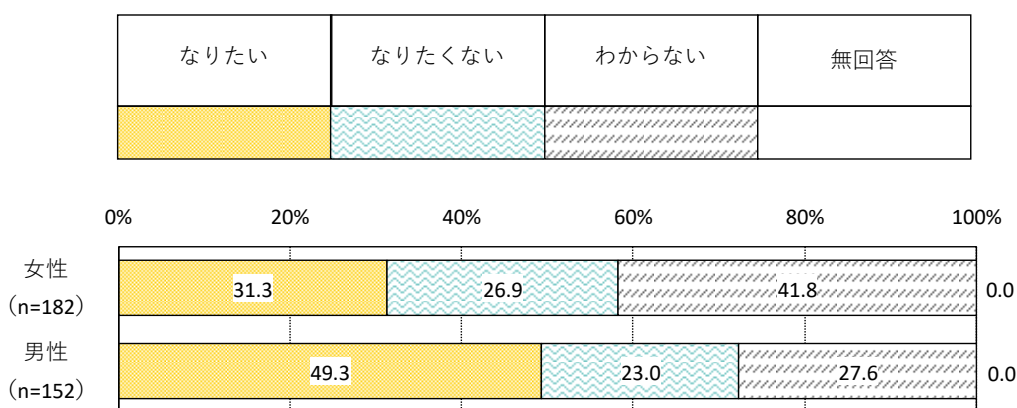
※市民意識調査

基本目標5

男女共同参画を推進する体制の整備

- 市の全審議会において、各種団体から推薦された委員が男性であったり、事業所等の代表者に女性が少ないなどの理由により、女性委員比率 35%以上の審議会は令和6年度（2024年度）55.6%であり、目標値（100%）を大きく下回りました。
- 本市の管理職に占める女性割合については、上昇傾向にあるものの、目標値（30%）には達していません。
- 若年層へのアンケート結果では、「子どもが小さいうちは母親が仕事をしないで育児に専念した方がよい」という考え方に同感する人が、女性が40.1%、男性が45.4%と大きな差はありませんが、将来、組織の意思決定ができる職に「なりたい」と答えた割合は、女性が31.3%、男性が49.3%と男女での差がみられます。

図表 意思決定職になる意向



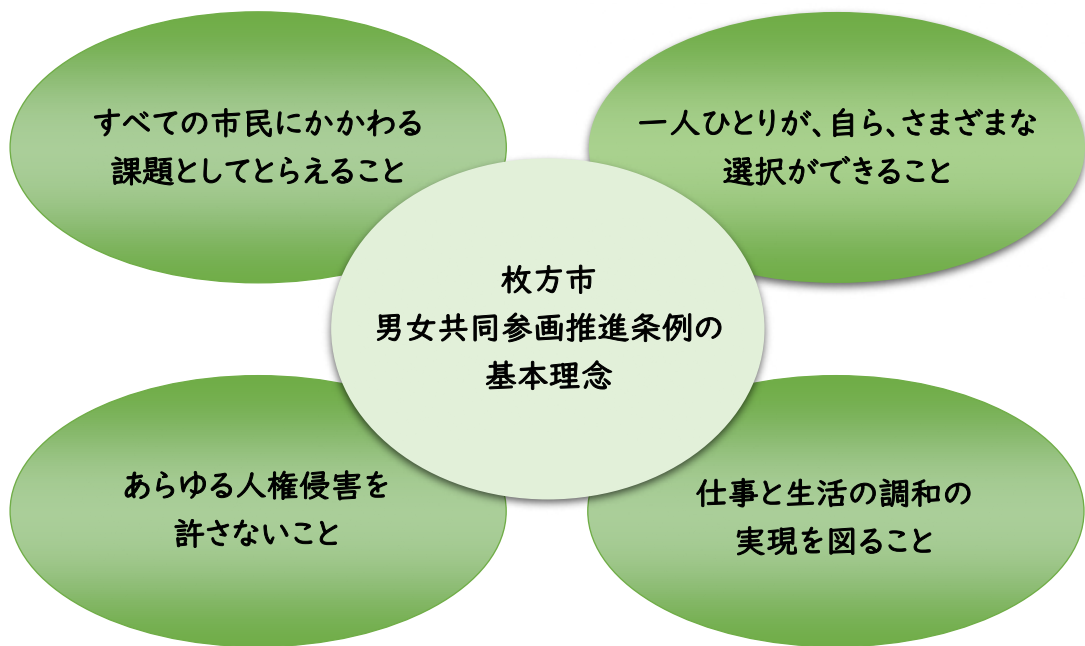
資料：枚方市男女共同参画に関する市民アンケート調査（若年）

指標の達成状況

指標	指標の説明	目標 (令和7年度 (2025年度))	策定時 (平成26年度 (2014年度))	中間見直し時 (令和元年度 (2019年度))	令和6年度 (2024年度)	達成 状況
管理職に占める女性の割合	③④ 市役所における女性管理職／全管理職（4月1日現在）	30.0%	21.7% (平成27年度 (2015年度))	24.3%	28.1%	○
審議会等への女性委員登用率	③⑤ 市役所における女性委員比率が35.0%を達成している審議会等／全審議会等	100.0%	50.0%	55.2%	55.6%	○

第3章 計画の体系と内容

「枚方市男女共同参画推進条例」の4つの基本理念に基づき、すべての市民が性別にかかわらず人権が尊重され、仕事と生活のあり方を様々に選択できる男女共同参画社会の実現に向けて、3つの基本目標と9つの基本方向、23の具体的施策を定め、施策を推進します。



1. 計画の体系

基本目標	基本方向	具体的施策			
基本目標1 ジェンダー平等社会の実現に向けた基盤の整備	(1) ジェンダー平等意識の形成に向けた教育・学習の推進	①子どもの頃からのジェンダー平等観の形成に向けた教育の推進	女性支援基本計画		
		②子どもに接する大人に向けた、ジェンダー平等観の意識醸成			
		③メディア・リテラシー※4の向上に向けた施策の推進			
	(2) ジェンダー平等の推進に向けた意識醸成	④ジェンダー平等の理解促進に向けた広報・啓発		DV防止基本計画	
		⑤男性に対するジェンダー平等意識の醸成に向けた啓発			
		⑥市の情報発信における、ジェンダー平等の視点に立った表現の推進			
	(3) 性の多様性への理解促進	⑦性の多様性の理解促進に向けた広報・啓発			女性活躍推進計画
		⑧当事者に寄り添った施策の推進			
		⑨DV等の暴力根絶に向けた意識啓発			
基本目標2 だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり	(4) ジェンダー平等を阻害する暴力の根絶	⑩若年者に対する性的暴力の予防に向けた教育・学習の推進	女性活躍推進計画		
		⑪必要な支援につながるための相談体制の整備			
		⑫被害者支援にかかる関係機関との連携強化			
	(5) 様々な困難を抱える人への支援	⑬生活上の困難を抱える女性への支援		女性活躍推進計画	
		⑭複合的な困難を抱える人への支援			
	(6) すべての人の健康保持と増進への支援	⑮ライフコースアプローチ※5を踏まえた健康づくり			
⑯リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※6への理解促進					
基本目標3 あらゆる分野におけるジェンダー平等の推進	(7) 政策及び方針決定過程におけるジェンダー平等の推進	⑰市の審議会等における女性の参画拡大	女性活躍推進計画		
		⑱市や教育機関等における女性の登用促進			
	(8) 仕事と家庭生活における男女の均等な機会及び待遇の確保	⑲仕事と子育て・介護の両立支援の推進		女性活躍推進計画	
		⑳職業生活における女性の活躍支援			
		㉑ワーク・ライフ・バランスの実現			
	(9) 地域におけるジェンダー平等の推進	㉒地域活動におけるジェンダー平等の推進			女性活躍推進計画
㉓地域防災におけるジェンダー平等視点の確保					

※4 メディア・リテラシー：メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアから情報を収集し活用する能力、メディアを通じコミュニケーションを行う能力の3つを構成要素とする複合的な能力

※5 ライフコースアプローチ：胎児期から高齢期まで、生涯を通じた人の健康を連続的なものとして捉え、ライフステージごとに一貫した健康づくりを支援する考え方。40ページコラム参照。

※6 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：すべての女性が妊娠・出産について、自ら意思決定を行う権利を有するだけでなく、妊娠、出産、育児によって不利益を被ることなく、反対に、妊娠、出産を経験しないことによって社会的に偏見を持たれたり、不利益を被ったりもしない権利を意味する。

基本方向(Ⅰ)ジェンダー平等意識の形成に向けた教育・学習の推進

ジェンダー平等の裾野を広げるためには、次代を担う子どもたちへの働きかけが最も重要であり、効果的であるといえます。ジェンダー平等意識の形成により、互いの違いを認め合い、将来にわたって豊かな人間関係を築き、自らの人生において、多様な選択を可能にする能力や、主体的に進路を選択する力を身につけることは、人生の可能性を広げることにほかなりません。子どもたちのジェンダー意識の形成には、家庭や保育及び教育現場など、子どもたちが日常的に過ごす場においての大人の意識が大きく影響を与えます。また、テレビや雑誌、インターネットなど、日常的に触れる情報から誤ったジェンダーの表現を学ぶことがあるため、主体的に情報を収集し、受け取った情報に対する判断力を養うとともに、適切に発信する、メディア・リテラシーの向上も必要となります。

施策の推進に向けて、子どもへの取り組みとともに、家庭、保育及び教育現場などで子どもたちに接する機会の多い大人の意識醸成に努めます。

(具体的施策)

No.	施策	内容
①	子どもの頃からのジェンダー平等観の形成に向けた教育の推進	保育所(園)等、幼稚園、小学校、中学校などにおいて、人権尊重を基盤とするジェンダー平等観の形成に向けた保育、教育、学習を推進します。
②	子どもに接する大人に向けた、ジェンダー平等観の意識醸成	ジェンダー平等観の形成に向けた保育、教育、学習を推進するため、保育士や教職員に対する研修に取り組むとともに、家庭での取り組みを推進するため、保護者に対する意識醸成を図ります。
③	メディア・リテラシーの向上に向けた施策の推進	メディア・リテラシーの向上に向けて、市民を対象とした講座等を開催するとともに、学校教育での施策を推進します。

基本方向(2) ジェンダー平等の推進に向けた意識醸成

ジェンダー平等の意識については、本市のアンケート調査によると、「政治の場」や「社会通念・慣習・しきたりなど」において、男性優遇派と考える人が男女ともに多数を占めており、引き続き男女がともに社会のさまざまな場面で平等であると感じられる社会づくりが必要です。

ジェンダー平等社会の実現に向けては、「女だから、男だから」と性別によって役割を固定して行動や選択を制限する意識や、性差に対する偏見の解消、人権尊重を基盤としたジェンダー平等観の形成などが引き続き課題となっています。特に固定的な性別役割分担意識は男性に根強く、社会から求められる「男らしさ」が男性を生きづらくさせている側面があります。ジェンダー平等がすべての人に関わる取り組みであることを広く周知するため、親しみやすく、わかりやすい啓発に努めます。

(具体的施策)

No.	施策	内容
④	ジェンダー平等の理解促進に向けた広報・啓発	ジェンダー平等推進のための拠点施設である男女共生フロア・ウィルを中心に、広報・啓発活動を推進します。
⑤	男性に対するジェンダー平等意識の醸成に向けた啓発	男性が固定的な性別役割分担意識を解消することが、自分自身の生きやすさにつながることを周知・啓発するための取り組みを実施します。
⑥	市の情報発信における、ジェンダー平等の視点に立った表現の推進	広報や出版物などの市の情報発信において、ジェンダー平等の視点に立ったふさわしい表現を推進します。

基本方向(3) 性の多様性への理解促進

本市では、平成31年(2019年)3月に本市が性的マイノリティ(LGBTQ等)の方への支援に積極的に取り組むことを広く周知するため実施した「ひらかた・にじいろ宣言」にのっとり、性の多様性への理解促進に向けた取り組みを行っています。しかしながら、本市で取り組む性的マイノリティ当事者の方への支援策の認知度は低く、さらなる周知を図るとともに、当事者の方に向けた支援策の活用を図るための取り組みを進める必要があります。

誰にでも自身の SOGI^{※7}があり、それは他人から認められるものでも、否定されるものでもありません。そのような多様な性のあり方への理解を促進し、性的マイノリティ当事者が自分らしく生きられる社会を作るために、市民に向けた啓発とともに、当事者の困難に寄り添った支援を推進します。

(具体的施策)

No.	施策	内容
⑦	性の多様性の理解促進に向けた広報・啓発	市民、事業所等を対象に、性の多様性への理解促進に向けた広報・啓発を行うとともに、市職員への研修等に取り組みます。
⑧	当事者に寄り添った施策の推進	性的マイノリティ当事者の困りごとを解消するために、当事者に寄り添った相談や当事者同士の交流が図られる取り組みを行います。

LGBTQ+当事者の方に向けた取り組み

枚方市では、平成31年(2019年)4月から、パートナー関係にあることを宣誓した性的マイノリティのカップルを、市が公的に証明するパートナーシップ宣誓制度とLGBTQ+専門電話相談を開始、令和元年(2019年)7月からは性的マイノリティの方々及び支援者のコミュニケーションの場として「ひらかた・にじいろスペース」を開設しました。

令和6年(2024年)11月からは電話相談に加え、チャット相談を開始、すべての取り組みにおいて、当事者の方に安心して利用いただけるよう努めています。



※7 SOGI：性的指向 (Sexual Orientation)、性自認 (Gender Identity) の頭文字をとって、SOGI (ソジ・ソギ) といいます。LGBT (レズビアン (Lesbian)、ゲイ (Gay)、バイセクシュアル (Bisexual)、トランスジェンダー (Transgender) の頭文字をとってできた言葉。これら4つのセクシュアリティに限らず一人ひとりの性は多様です。Questioning (クエスチョニング) や性的指向や性自認を持たない人もいることから、LGBTQ、LGBT+とも表現されます。) は「個人の性のあり方」を表す意味で使われていますが、SOGI はすべての人が持っている要素です。

基本目標2 だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり

本計画の基本目標2基本方向(4)を、DV防止法第2条の3第3項に基づく、本市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(市町村基本計画)として位置づけます。

また、本計画の基本目標2基本方向(4)(5)を、女性支援法第8条第3項に基づく、本市における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(市町村基本計画)として位置づけます。

基本方向(4)ジェンダー平等を阻害する暴力の根絶

DV、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど、性別による差別に基づく暴力は、年齢、国籍の違い、障害の有無などを問わず、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとともに、ジェンダー平等社会を形成していくうえで、克服すべき重要な課題です。アンケート結果では、配偶者間の行為について、身体的な暴力や性的な暴力の認識は高いものの、経済的な暴力や精神的な暴力の認識は比較的低く、どのような行為が暴力にあたるのか事例を用いて紹介するなど、DVの未然防止や被害者の早期支援につながるよう周知啓発が必要です。また、アンケートによると、交際相手からのDV(デートDV)の認知度は、中学生で3割程度であり、子どもが被害者にも加害者にもならないためには、日頃から学校現場と連携した周知・啓発が必要です。万が一、被害にあった場合には相談窓口へ適切につなげ、安心して相談できる支援体制の充実が求められます。

近年では、スマートフォンの普及により、幼少期からインターネットを通じたコミュニケーションを利用することにより、子どもが性犯罪や性被害に巻き込まれる事件も多く発生しており、子どもが性的な暴力の被害者にならないための教育、学習、啓発を推進する必要があります。

DV等の他者からは見えにくい被害を受けている方が相談につながるために、専門の相談窓口を周知するとともに、さまざまな関係機関において適切な対応と連携が図られるよう、被害者支援体制の充実を図ります。

(具体的施策)

No.	施策	内容
⑨	DV等の暴力根絶に向けた意識啓発	DV、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど、ジェンダー平等を阻害する暴力を許さない社会づくりに向けて、市民への啓発に努めます。
⑩	若年者に対する性的暴力の予防に向けた教育・学習の推進	子どもを含めた若年者が性的暴力の被害者にも加害者にもならないために、小・中学生を対象とした教育を実施するとともに、SNS を利用した性犯罪・性暴力の防止啓発に取り組みます。

No.	施策	内容
⑪	必要な支援につながるための相談体制の整備	DV等の被害者が安心して相談できるよう、窓口の周知を図るとともに、必要な支援を提供するための相談体制を整備します。
⑫	被害者支援にかかる関係機関との連携強化	児童虐待防止、高齢者虐待防止、障害者虐待防止に関する施策の担当部署やそのほかの関係機関等と連携し、相互の社会資源を活用した被害者支援に取り組みます。

枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」

平成 25 年(2013 年)に開設された枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づき、相談(電話及び面接)及び情報提供、保護命令申立援助、一時保護利用の情報提供・同行支援など、被害者支援にかかわる業務を行っています。合わせて、DV予防啓発として、市内小・中学校でのDV予防教育プログラムの実施や、国の定めた「女性に対する暴力をなくす運動期間」(毎年 11 月 12 日～25 日)にパープルライトアップを実施し、市民に向けた啓発を行っています。



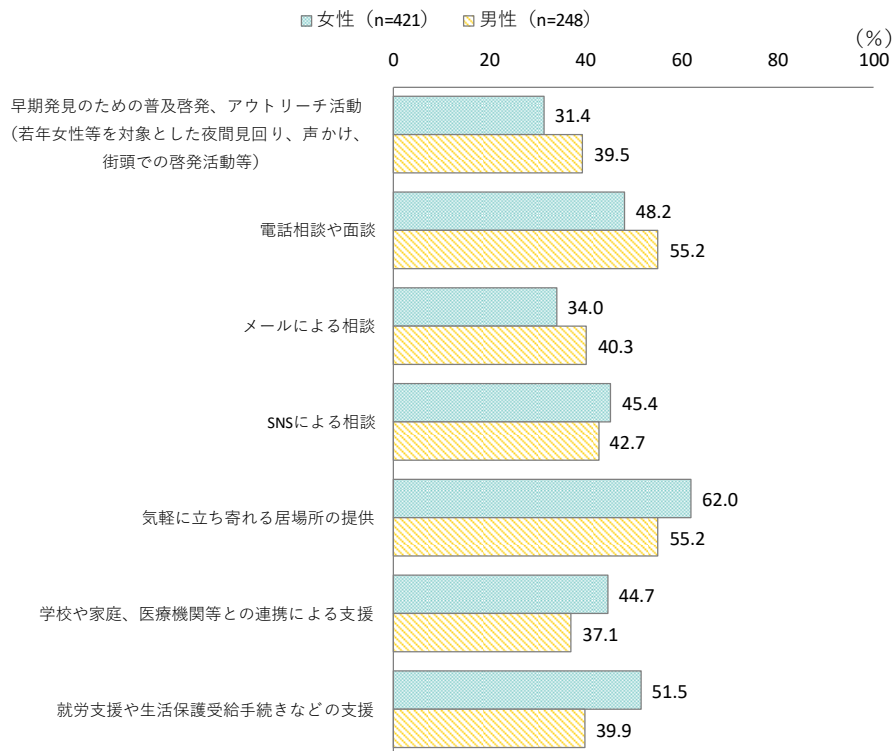
パープルにライトアップされたニッペパーク岡東中央(岡東中央公園)の平和の鐘ヒラリオン

基本方向(5) 様々な困難を抱える人への支援

令和6年(2024年)に施行された女性支援法では、女性が女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことを踏まえ、女性の福祉の増進を図るための支援施策を推進することとしています。アンケートによると、困難な問題を抱える女性に対する支援として、「気軽に立ち寄れる居場所の提供」や「電話相談や面談」へのニーズが高く、女性支援法について周知していくとともに、ニーズを踏まえた効果的な支援策を整えていく必要があります。

困難を解決するための情報提供や、つながりを求める方の居場所をつくるとともに、複合的な困難により、解決に向けた優先順位を整理することができない方などに寄り添い、必要な支援の窓口につなげるための体制整備に努めます。

図表 困難な問題を抱える女性への効果的な支援策



資料:枚方市男女共同参画に関する市民アンケート調査(一般)

(具体的施策)

No.	施策	内容
⑬	生活上の困難を抱える女性への支援	性的な被害、ひとり親などの家庭状況、地域社会との関係性等様々な事情により日常生活や社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性に対し、福祉と連携した必要な支援を行います。
⑭	複合的な困難を抱える人への支援	高齢者、障害者、外国人市民等、日常生活を営む上で困難を感じる多くの市民が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう取り組みを進めます。

基本方向(6)すべての人の健康保持と増進への支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し、互いに尊重し合い生きていくことは、ジェンダー平等社会の実現にあたっての前提となるものです。女性の妊娠、出産期は女性の健康支援にとっての大きな節目であり、妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援を推進する必要があります。

男性については、男らしさのジェンダー規範により、不安や悩みを相談できない人も多く、精神面で孤立しがちです。平成31年(2019年)~令和5年(2023年)の枚方市の自殺者は男性64.6%と女性の約1.8倍となっています^{※8}。また、男女ともに生活習慣病が死因の上位を占める中、健康の保持・増進を図るためには、生活習慣を中心とする個人の行動と健康状態に焦点を当てた健康づくり(ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり(※40ページコラム参照))の推進が必要です。

性的マイノリティの方の場合、自認する性で対応を受けられなかったり、同性のパートナーでは同意書のサインや病状説明が認められなかったりすることを危惧して、医療機関を受診しにくくなり必要な治療が受けられないなどの困難があります。多様な性の在り方が十分考慮された適切な医療が受けられるような配慮が必要となります。

また、女性が性や生殖に関する健康を享受し、妊娠・出産について、自ら意思決定を行う権利となる、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)について、理解促進に努めます。

(具体的施策)

No.	施策	内容
⑮	ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり	女性の妊娠、出産期など、ライフステージに応じた健康づくりの支援に加え、すべての人の生涯を経時的に捉えたライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを進めます。
⑯	リプロダクティブ・ヘルス/ライツへの理解促進	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進を図るとともに、性と生殖について女性が自己決定する力を養うことができるよう、啓発に取り組みます。

※8 地域自殺実態プロファイル 2024

「ライフステージ」と「ライフコース」における健康づくりの考え方

「ライフステージ」における健康づくりの考え方

ライフステージ（乳幼児期、青壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階）に応じ、特有の健康づくりが求められることを踏まえ、各ライフステージに合わせた健康づくりを促していくという考え方です。

ライフステージにおける健康づくりの例



壮年期
壮年期のメタボリック
シンドロームの予防

高齢期
高齢期のロコモティブ
シンドロームの予防

「ライフコース」における健康づくりの考え方

小学生（ライフステージにおける学齢期）での肥満が、40歳代～50歳代（ライフステージにおける壮年期）のメタボリックシンドロームや高血圧などの生活習慣病の発症につながることや、大学生（ライフステージにおける青年期）でのやせが、65歳代以降（ライフステージにおける高齢期）でのフレイルやロコモティブシンドローム等の発症につながるなど、現在の生活習慣は将来の自らの健康状態や自身の子どもの健康状態に大きな影響を与えます。このような観点から、人の生涯を経時的に捉えて健康づくりを促していく考え方がライフコースにおける健康づくり（ライフコースアプローチ）です。

ライフコースにおける健康づくりの例



乳幼児期の生活習慣等が青壮年期に影響

青壮年期の生活習慣等が子どもや高齢期の健康に影響

生涯を通じて「適正体重」を維持することで、メタボリックシンドロームやロコモティブシンドローム等を予防する

出典：第3次枚方市健康増進計画

基本目標3 あらゆる分野におけるジェンダー平等の推進

本計画の基本目標3を、女性活躍推進法第6条第2項に基づく、本市における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）として位置づけます。

基本方向(7) 政策及び方針決定過程におけるジェンダー平等の推進

誰もが住みやすいまちづくりを進めていくためには、男女がともに、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく参画することが求められます。そのためには、女性が参画しやすくなるための環境整備や人材育成の取り組みが重要です。本市の管理職に占める女性職員比率は、上昇傾向にあるものの、役職ごとにみるといまだ構成比率に差がみられ、仕事と家庭を両立しながらキャリアアップを目指すことのできる環境の整備とともに、女性職員の意欲向上に努める必要があります。

政策及び方針決定過程への女性の参画促進については、ジェンダー平等の現状を示す重要な指標であることから、市の審議会等委員や管理職への女性参画のさらなる拡大を図ります。また、女性の登用促進に向けては、人材情報を広く収集するとともに、職員研修を充実させるなど、人材の育成に取り組みます。

(具体的施策)

No.	施策	内容
⑰	市の審議会等における女性の参画拡大	市の審議会等の委員に占める女性委員数の比率については、全体比率ではなく、審議会ごとに目標を35.0%以上とし、すべての審議会等で、性別のバランスが偏ることのない構成を達成できるように取り組みます。
⑱	市や教育機関等における女性の登用促進	市や教育機関等の管理職における女性割合の上昇のため、ワーク・ライフ・バランスの実現等、登用拡大に向けた取り組みを積極的に推進します。

基本方向(8) 仕事と家庭生活における男女の均等な機会及び待遇の確保

ジェンダー平等社会の実現に向けては、だれもが人生の各段階に応じて、仕事、家庭生活、地域社会、個人の自己啓発などの活動について、自らが希望するバランスで実現できることが重要です。女性が自身の価値観やライフプランにあったキャリアを築くためには、男性の家事・育児、介護への参画が必要となります。アンケートによると、男性の育児休業取得には収入の減少や育児に関する知識や情報が乏しいことに不安を感じる方が多く、男性の育児休業や介護休業の取得促進には、給付制度をはじめ育児や介護のさまざまな支援制度について情報提供を充実し、安心して休業取得を選択できる環境を整えていく必要があります。

また、若年層へのアンケート結果によると、固定的な性別役割分担に同感しない人が一般調査に比べて多いものの、将来、組織の意思決定ができる職を希望する女性は男性と比較して少なく、「わからない」と回答する人が4割となっています。経営者や組織の管理職として活躍する女性など様々なロールモデルを示し、若者の豊かなキャリアビジョンの形成につなげていく支援が必要です。

男女が共に安心して家事、育児、介護などの家庭的責任を担い、主体的に生活することができるよう、子育てや介護への支援に取り組みます。

(具体的施策)

No.	施策	内容
⑱	仕事と子育て・介護の両立支援の推進	仕事と子育て・介護の両立支援を図るため、保育サービスや留守家庭児童会室事業の充実、介護負担を軽減するための支援に取り組みます。
⑳	職業生活における女性の活躍支援	就業・起業・再就業に向けた職業能力開発の支援、相談、情報提供体制の整備を推進するとともに、若年層に向けたキャリア形成に関する啓発及び女性活躍推進法の周知に努めます。
㉑	ワーク・ライフ・バランスの実現	事業者・労働者などに対し、育児・介護休業制度の周知と利用促進に向けた啓発を行い、市においては長時間労働の抑制と育児・介護にかかる休暇等を職員の性別にかかわらず取得できるよう取り組みを推進します。

基本方向(9) 地域におけるジェンダー平等の推進

少子高齢化、人口減少の進行や人々のライフスタイルが多様化する中、地域を取り巻く環境は急速に変わってきています。こうした変化は今後一層進むことが見込まれており、防災、防犯、福祉、環境保全など、様々な地域活動において、ジェンダー平等の視点に立ち、取り組むことが重要です。ジェンダー平等の裾野を広げるためには、地域で活動する市民団体と協働した啓発活動などにも取り組む必要があります。

また、近年大規模な災害が頻発している中、ジェンダー平等の視点を、防災や減災に取り入れることの重要性が認識されています。令和2年(2020年)5月には、内閣府で「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が策定され、「女性は防災・復興の「主体的な担い手」である」、「男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置づける」などの方針が示されています。一方、枚方市防災会議の女性委員の割合は、令和6年度(2024年度)で12.8%にとどまっています。災害から受ける影響は男女で違いが生じることに配慮し、ジェンダー平等の視点から事前の備え、避難所運営、被害者支援などを実施し、地域の防災力を向上させるため、防災分野への女性の参画推進に努めます。

(具体的施策)

No.	施策	内容
②	地域活動におけるジェンダー平等の推進	地域のボランティアやNPOなどによる活動を通じて、地域活動へのジェンダー平等の推進に取り組みます。
③	地域防災におけるジェンダー平等視点の確保	防災に関する政策及び方針決定過程における女性の参画を推進するとともに、災害に関する対応マニュアル等の作成、避難所運営においてジェンダー平等の視点を踏まえ取り組みます。

第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 審議会

計画の策定及び変更など、本市のジェンダー平等を推進するための施策に関しては、市長の附属機関として設置する枚方市男女共同参画推進審議会において調査・審議を行います。

(2) 庁内推進体制

ジェンダー平等の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、市長を本部長として、理事者（部長職以上）で構成する枚方市男女共同参画推進本部を毎年1回以上開催し、計画に基づく施策の進捗状況等を調査・審議し、計画に基づく施策を推進するために必要な関係部局間の連絡調整を図ります。

また、職員のジェンダー平等に係る意識の醸成を図り、本計画の基本理念の実現に向けて推進することを目的として、毎年1回幹部職員等を対象とした「男女共同参画推進本部研修」を実施します。

(3) 関係機関、市民団体等との連携強化

ジェンダー平等を推進する施策の実施にあたっては、国、大阪府、教育に関わる者、事業者、NPO、市民団体、市民と相互に連携を図り、協力し合いながら進めます。

(4) 意見等の申し出・相談体制

男女共同参画推進条例に基づく、ジェンダー平等に関わる施策への意見等の申出制度や、性別を理由とする人権侵害等の相談においては、制度を周知するとともに、関係機関との連携を図ります。

2. 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、具体的な取り組みを定めた「枚方市男女共同参画計画アクションプログラム」に基づき、施策を展開します。施策の取組状況については、枚方市男女共同参画推進審議会にて確認を行うとともに、枚方市男女共同参画推進本部において進行管理を行います。その結果については、ホームページなどで公表し、計画的な事業の推進を図ります。

3. 第4次枚方市男女共同参画計画の指標

本計画を実効性のあるものとするため、基本目標ごとに取り組みの進捗を測る指標を設定し、目指す方向を示します。具体的な取り組みについては、別途、アクションプログラムにおいて定め、施策を展開します。

基本目標Ⅰ ジェンダー平等社会の実現に向けた基盤の整備

	指標	現状値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和16年度 (2034年度)
指標1	社会全体で男女が平等であると思う人の割合	女性 13.3% 男性 20.6%	① 30% ② 男女差縮小
指標2	「男は仕事、女は家庭」という考えに「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人の割合	女性 78.6% 男性 60.9%	① 85% ② 男女差縮小
指標3	「子どもが小さいうちは、母親は仕事をしないで、子どもの世話をしたほうがよい」という考えに「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人の割合	女性 51.8% 男性 39.1%	① 70% ② 男女差縮小
指標4	お金を稼ぐ仕事を「男の人と女の人が協力してするのがよい」と考える中学生の割合	女子 76.8% 男子 59.9%	90%
指標5	「男女共同参画社会」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合	女性 65.8% 男性 79.4%	90%
指標6	「男女共生フロア・ウィル」という言葉を見たり聞いたりしたことがある人の割合	女性 12.4% 男性 9.3%	20%
指標7	枚方市の性的マイノリティ支援施策を一つも知らない人の割合	女性 62.0% 男性 71.8%	50%

(上記の割合は、男女共同参画に関する市民アンケート調査による数値)

基本目標2 だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり

	指標	現状値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和16年度 (2034年度)
指標8	配偶者・パートナーや恋人からの暴力に関して、どんな理由があろうと暴力をふるう人が悪いと考える人の割合※1	女性 82.4% 男性 67.3%	85%
指標9	男女交際について、「メッセージの返信が遅いといつも怒る」行為を変だと思う中学生の割合※1	女子 68.4% 男子 68.4%	85%
指標10	「デートDV」という言葉を知っていると答えた中学生の割合※1	女子 63.8% 男子 61.1%	80%
指標11	配偶者から身体的暴力、精神的暴力、性的暴力を受けたことがある人の割合※1	(身体的暴力) 女性 9.5% 男性 5.2% (精神的暴力) 女性 18.3% 男性 11.7% (性的暴力) 女性 9.3% 男性 2.8%	減少
指標12	「ひらかたDV相談室」という言葉を見たり聞いたりしたことがある人の割合※1	女性 38.2% 男性 29.8%	50%
指標13	男女共生フロア・ウィルでの相談件数	45件	150件
指標14	健康寿命※2	女性84.1歳 男性79.9歳 (令和5年度)	平均寿命の増加 分を上回る健康 寿命の増加
指標15	枚方市は安心して子育てできる環境が整っていると感じている人の割合※3	45.7%	計画期間中毎年 度前年度割合を 上回る増加

※1 男女共同参画に関する市民アンケート調査による数値

※2 国が示す健康寿命は、3年に1度の国民生活基礎調査において調査している「日常生活に制限のない期間の平均」を用いており、全国及び都道府県単位のデータ。本市の健康寿命は、大阪府が提供している介護保険の要介護認定者数から「要介護2～5を不健康な状態、それ以外を健康な状態」として算出した市町村単位のデータとなる。

※3 市民意識調査による数値

基本目標3 あらゆる分野におけるジェンダー平等の推進

	指標	現状値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和16年度 (2034年度)
指標16	市職員における男性職員の育児休業(2週間以上)の取得率	74.0%	100%
指標17	市役所における管理職の女性割合	28.1%	35%
指標18	女性委員比率が35%を達成している審議会の割合	55.6%	70%
指標19	枚方市防災会議の委員に占める女性の割合	12.8%	30%

(上記の割合は、実数に基づく数値)



參考資料

枚方市男女共同参画推進審議会
会長 松田 健 様

枚方市長 伏見 隆

第4次枚方市男女共同参画計画の策定について(諮問)

標記の件につきまして、枚方市男女共同参画推進条例(平成22年枚方市条例第9号)第10条4項の規定に基づき、第4次枚方市男女共同参画計画(計画期間:令和8(2026)年度~令和17(2035)年度)の策定について、諮問します。

答申書

答申書

令和8(2026)年1月27日

枚方市長 伏見 隆 様

枚方市男女共同参画推進審議会
会 長 松田 健

第4次枚方市男女共同参画計画の策定について(答申)

令和6年(2024年)9月2日付け、公人第422号で諮問のあった「第4次枚方市男女共同参画計画の策定について」、別添「第4次枚方市男女共同参画計画(案)」のとおり、答申します。

枚方市男女共同参画推進審議会委員

任期:令和6年(2024年)6月28日~令和8年(2026年)6月27日

◎会長 ○副会長 (敬称略、五十音順)

氏名	所属	区分
今森 巖	特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会 理事	関係団体等
高尾 千秋	特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センター 理事	関係団体等
武田 正道	枚方市立小学校長会	関係行政機関等
玉野 まりこ	弁護士	学識経験者
○内藤 葉子	大阪公立大学 大学院現代システム科学研究科 教授	学識経験者
迫間 勇人	北大阪商工会議所 総務部 総務課 係長	関係団体等
◎松田 健	関西外国語大学 外国語学部 教授	学識経験者
三木 和花	公募市民	市民公募
三和 利恵子	大阪府府民文化部 男女参画・府民協働課 課長	関係行政機関等
山本 ひなた	公募市民	市民公募

任期:令和6年(2024年)6月28日~令和8年(2026年)6月27日

※印の委員のみ任期:令和7年(2025年)5月22日~令和8年(2026年)6月27日

◎会長 ○副会長 (敬称略、五十音順)

氏名	所属	区分
今森 巖	特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会 理事	関係団体等
北村 雄一※	枚方市立小学校長会	関係行政機関等
鹿野 徳子※	大阪府府民文化部 男女参画・府民協働課 課長	関係行政機関等
高尾 千秋	特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センター 理事	関係団体等
玉野 まりこ	弁護士	学識経験者
○内藤 葉子	大阪公立大学 大学院現代システム科学研究科 教授	学識経験者
迫間 勇人	北大阪商工会議所 総務部 総務課 係長	関係団体等
◎松田 健	関西外国語大学 外国語学部 教授	学識経験者
三木 和花	公募市民	市民公募
山本 ひなた	公募市民	市民公募

第4次枚方市男女共同参画計画策定の経過

日程	内容
令和6年(2024年)9月2日	令和6年度(2024年度)第1回枚方市男女共同参画推進審議会 【諮問】第4次枚方市男女共同参画計画の策定について ・枚方市男女共同参画に関する市民アンケート調査について
令和6年(2024年) <一般><若年> 11月8日~11月30日 <小学生から中学生> 10月~11月	■男女共同参画に関する市民アンケート調査の実施 調査対象 一般:市内在住の満23歳以上の男女 2,000人 回答数:683人(回答率34.1%) 若年:市内在住の16歳以上22歳までの男女 2,000人 回答数:340人(回答率17%) 学生:市立小学校に通う小学5年生 1,267人 市立中学校に通う中学2年生 875人
令和7年(2025年)3月27日	令和6年度(2024年度)第2回枚方市男女共同参画推進審議会 ・第4次枚方市男女共同参画計画の構成等について ・男女共同参画に関する市民アンケート調査結果について
令和7年(2025年)8月28日	令和7年度(2025年度)第1回枚方市男女共同参画推進審議会 ・第4次枚方市男女共同参画計画素案について
令和7年(2025年)11月11日	令和7年度(2025年度)第2回枚方市男女共同参画推進審議会 ・第4次枚方市男女共同参画計画(案)について
令和7年(2025年)12月1日~12月22日	■第4次枚方市男女共同参画計画(案)に関する市民意見聴取 意見提出者2名、2団体 公表意見数 5件
令和8年(2026年)1月27日	令和7年度(2025年度)第3回枚方市男女共同参画推進審議会 ・第4次枚方市男女共同参画計画(案)への市民からの意見について ・第4次枚方市男女共同参画計画(案)の答申について
令和8年(2026年)1月27日	【答申】第4次枚方市男女共同参画計画の策定について

○枚方市男女共同参画推進条例

平成22年3月31日

条例第9号

改正 平成28年9月13日条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、教育に関わる者、事業者等(事業者及び市民団体をいう。以下同じ。)及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって、男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 すべての市民が、性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。

(2) 人権侵害 法律に違反する行為のほか、日本国憲法、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約等の人権に関する条約、世界人権宣言等の趣旨に反する差別的取扱い、嫌がらせその他の人権を侵害するあらゆる行為をいう。

(3) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等又は配偶者、恋人等であった者に対する身体的、精神的、性的若しくは経済的な暴力又は社会的行動を妨げる暴力をいう。

(4) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言動によってその者に不快感を与え、又は意に反する性的な言動を受けた者の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(5) 積極的改善措置 すべての市民が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関する男女間の格差を改善するために、男女のいずれか一方に対し、必要な範囲内において、その機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、推進されなければならない。

- (1) すべての市民に関わる課題としてとらえること。
- (2) 一人ひとりが、自ら、さまざまな選択ができること。
- (3) あらゆる人権侵害を許さないこと。
- (4) 仕事と生活の調和の実現を図ること。

(性別を理由とする人権侵害の禁止等)

第4条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、性別を理由とする人権侵害を行ってはならない。

2 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の暴力による人権侵害を行ってはならない。

3 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、多様な性のあり方を尊重し、多様な性のあり方を理由とする人権侵害を行ってはならない。

4 市は、前3項に掲げる人権侵害を根絶するための教育その他のそれらの人権侵害の予防に関する施策を推進するとともに、それらの人権侵害の被害者の相談及び支援に関する施策を実施するものとする。

(不特定の市民を対象とした情報への配慮)

第5条 何人も、不特定の市民を対象とした情報において、基本理念に反し、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長する表現並びに人権侵害を助長する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

2 市は、不特定の市民を対象とした情報において、率先して、男女共同参画の推進に配慮した表現を行うよう努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、社会における制度又は慣行で男女共同参画の実現を妨げている要因となっているものを取り除くよう努めなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を策定し、及び実施する責務を有する。

3 市は、男女共同参画推進施策を実施するに当たっては、国、大阪府、教育に関わる者、事業者等及び市民の取組と相互に連携し、協力し合わなければならない。

(教育に関わる者の責務)

第7条 教育に関わる者は、教育活動を行うに当たって、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第8条 事業者等は、事業活動を行うに当たって、基本理念のつと、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第9条 市民は、性別にかかわらず、個人として尊重され、人権を行使する主体であり、まちづくりの構成員として、基本理念のつと、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

(男女共同参画計画)

第10条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法第14条第3項の市町村男女共同参画計画として、枚方市男女共同参画計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、計画の策定に当たっては、市民の価値観の多様化を踏まえ、市民の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮するものとし、次に掲げる観点を特に踏まえなければならない。

(1) 市民が、性別にかかわらず、所属する組織における運営の方針決定及び実施に対等に参画することができるようにすること。

(2) 市民が、仕事、地域活動等の活動と家庭生活における活動とを両立することができるようにすること。

(3) 市民が、生涯にわたって妊娠、出産等に関して、健康な生活を営み、自らの意思を互いに尊重されることができるようにすること。

(4) 市民が、人権保障に関する国際社会における取組を知り、及び国際的な視野を広げることによって、国内外において異なる多様な生活及び文化の相互理解を促進することができるようにすること。

3 市長は、計画を策定し、又は変更するに当たっては、市民の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、計画を策定し、又は変更するに当たっては、枚方市男女共同参画推進審議会に諮問しなければならない。

5 市長は、計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の進捗状況を公表しなければならない。

(体制の整備等)

第11条 市は、男女共同参画推進施策を総合的かつ横断的に企画し、調整し、及び実施するため、必要な財政上の措置及び体制の整備に努めるものとする。

2 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、あらゆる分野において、男女共同参画の視点に立って取り組むものとする。

(拠点施設の設置等)

第12条 市は、男女共同参画の推進を図るため、その拠点となる施設(以下「拠点施設」という。)を設置するものとする。

2 市は、拠点施設において、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する啓発及び相談を行うこと。

(2) 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供を行うこと。

(3) 男女共同参画の推進に関する市民の学習その他の活動の支援を行うこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画を推進するために必要な施策

3 市は、男女共同参画の推進を図るため、拠点施設の機能の充実に努めるものとする。

(平28条例35・全改)

(男女共同参画推進審議会)

第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、計画の策定及び変更並びに男女共同参画推進施策に関する重要事項について調査審議し、及び答申する。

3 審議会は、必要があると認めるときは、男女共同参画推進施策に関する重要事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内で組織し、男女の委員の数は、ともに委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(意見等の申出)

第14条 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する意見を、市長に申し出ることができる。

- 2 市民は、性別を理由とする人権侵害その他の男女共同参画の実現を妨げている要因に基づく人権侵害を受けた場合は、市長にその旨を申し出ることができる。
- 3 第1項又は第2項の規定による申出に係る手続に関し必要な事項は、規則で定める。
- 4 市長は、第1項の規定による申出があったときは、調査を実施し、必要に応じて措置を講じるものとする。
- 5 市長は、第2項の規定による申出があったときは、相談に応じるとともに、必要な支援を行うものとする。この場合において、市長は、国、大阪府その他の関係機関と連携を図るものとする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則〔平成28年9月13日条例第35号〕

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔平成29年規則第12号で、同29年3月22日から施行〕

関係法令

○男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

第百四十五回通常国会

小渊内閣

改正 平成一一七月一六日法律第一〇二号

同一一年一二月二二日同第一六〇号

令和七年六月二七日法律第八〇号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経

済的、社会的及び文化的の利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務

を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第十条の二 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(令七法八〇・追加)

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の

関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（次項において「男女共同参画センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

（令七法八〇・追加・一部改正）

（人材の確保等）

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

（令七法八〇・追加）

（調査研究）

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

（令七法八〇・旧第十八条線下・一部改正）

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（令七法八〇・追加）

（国際的協調のための措置）

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（令七法八〇・旧第十九条線下）

第三章 男女共同参画会議

（平一法一〇二・全改）

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（平一法一〇二・全改）

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（平一法一〇二・全改）

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（平一法一〇二・全改）

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（平一法一〇二・全改）

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（平一法一〇二・全改）

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（平一法一〇二・全改）

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同

条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (令和七年六月二七日法律第八〇号)

(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法(令和七年法律第七十九号)の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行の日=令和八年四月一日)

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

第百五十一回通常国会

第二次森内閣

改正 平成一六年六月二日法律第六四号

同一九年七月一日同第一一三号

同二五年七月三日同第七二号

同二六年四月二三日同第二八号

令和元年六月二六日同第四六号

(平二五法七二・改称)

令和四年五月二五日法律第五二号

令和四年六月一七日法律第六八号

令和五年五月一九日法律第三〇号

令和五年六月一四日法律第五三三号

令和七年一月一〇日法律第八四号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準

ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

(平一六法六四・令五法三〇・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本

的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(平一六法六四・追加、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。
(平一六法六四・追加、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・令四法五二・令五法三〇・一部改正)

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(令四法五二・令五法三〇・一部改正)

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を

行うことができる。

(令四法五二・一部改正)

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(令五法三〇・追加)

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令五法三〇・追加)

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令五法三〇・追加)

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援セン

ター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。))を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。))の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的

記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。))を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)(第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置(当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報受信装置(位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。))の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。)の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置(以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。)を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要が

あると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・令七法八四・一部改正）

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠として住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（令五法三〇・追加）

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地

方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正）

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅

迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・令五法五三・一部改正）

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（平一六法六四・令五法三〇・一部改正）

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正）

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（令五法三〇・追加）

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（令五法三〇・追加）

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、

謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(令五法三〇・追加)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、

第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。
(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは

「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(令五法三〇)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百零二条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五十二条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一百二十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百二十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた

第一百十三条	書類又は電磁的記録記載又は記録	書類記載
	第一百一十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第一百五十一条第二項及び第二百零三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第一百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第一百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第一百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第一百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第一百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項

第二百十五 条第四項	事項又は第二項の 規定によりファイ ルに記録された事 項若しくは同項の 記録媒体に記録さ れた事項	事項
第二百三十 一条の三第二 項	若しくは送付し、又 は最高裁判所規則 で定める電子情報 処理組織を使用す る	又は送付する
第二百六十 一条第四項	電子調査 記録しなければ	調査 記載しなければ

(令五法三〇・全改)

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女

性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・令四法五二・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用
(令四法五二・一部改正)

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八條の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を行い、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

（平二五法七二・追加、令五法三〇・一部改正）

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。
（平二五法七二・令四法六八・令五法三〇・一部改正）

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

（令五法三〇・追加）

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。
（平一六法六四・平二五法七二・一部改正、令五法三〇・旧第三十条繰下・一部改正）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中

「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（平一六法六四・一部改正）

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただ

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の

例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(施行日=令和七年六月一日)

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(施行の日=令和六年三月一日)

(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○民事関係系統等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五法律五三）抄

(接近禁止命令等の申立て等に関する経過措置)

第百九十八条 第二号施行日から施行日の前日までの間における改正後配偶者暴力防止法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、「第五十三条第一項又は第五十九条第三項」とあるのは「第五十三条第一項」とする。

(罰則に関する経過措置)

第三百八十七条 この法律（附則第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三百八十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和五年六月一四日法律第五三号） 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百一条第一項第三号の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第八十三条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに

第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日
(令和七年政令第二六二号で令和七年一〇月一日から施行)

附 則 (令和七年一月一〇日法律第八四号)
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

第百八十九回通常国会

改正 平成二九年三月三十一日法律第一四号

令和元年六月五日同第二四号

令和四年三月三十一日法律第一二号

令和四年六月一七日法律第六八号

令和七年六月一一日法律第六三号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十八条）
第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念のっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成す

る男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。
(令七法六三・一部改正)

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則のっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

- ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
- 二 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(令七法六三・一部改正)

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法二四・一部改正)

第二節 一般事業主行動計画等 (令元法二四・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動

計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(令元法二四・一部改正)

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定

は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しよう

とするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条線下・一部改正、令四法一二・一部改正)

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
(令元法二四・旧第十三条線下)

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。
(令元法二四・旧第十四条線下)

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即し

て、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
(令元法二四・旧第十五条線下、令七法六三・一部改正)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人をを超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異
- 二 その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働

者の割合

三 前二号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

四 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 前項第一号及び第二号に掲げる情報

二 前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（令元法二四・旧第十六条線下・一部改正、令七法六三・一部改正）

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用する職員の男女の給与の額の差異

二 その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

三 前二号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

四 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

（令元法二四・旧第十七条線下・一部改正、令七法六三・一部改正）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機

関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（令元法二四・旧第十八条線下）

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（令元法二四・旧第十九条線下）

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（令元法二四・旧第二十条線下・一部改正）

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（令元法二四・旧第二十一条線下）

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（令元法二四・旧第二十二条線下）

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
（令元法二四・旧第二十三條線下・一部改正）

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
（令元法二四・旧第二十四條線下）

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
（令元法二四・旧第二十五條線下）

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。
（令元法二四・旧第二十六條線下・一部改正）

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
（令元法二四・追加・一部改正）

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。
（令元法二四・旧第二十七條線下・一部改正）

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。
（令元法二四・旧第二十八條線下）

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
（令元法二四・旧第二十九條線下・一部改正、令四法六八・令七法六三・一部改正）

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者
（令元法二四・旧第三十條線下・一部改正、令四法六八・一部改正）

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかったとき。

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反したとき。
（令元法二四・旧第三十一條線下・一部改正、令四法六八・令七法六三・一部改正）

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。
(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条線下・一部改正、令七法六三・一部改正)

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
(令元法二四・旧第三十三条線下・一部改正)

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。
(令元法二四・旧第三十四条線下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
(令元法二四・令七法六三・一部改正)

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただ

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和三十五年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
(令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和七年六月一日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八条第一項の改正規定(「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める部分に限る。)、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項(見出しを含む。)の改正規定(「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。)並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第七条、第八条の二及び第十六条の規定 公布の日

二 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第四条の規定(同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。)並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十七条の四の改正規定(「昭和四十一年法律第百三十二号」)の下に「第二十七条の三第一項、」を加える部分に限る。) 令和八年四月一日

(女性の職業選択に資する情報の公表に関する経過措置)

第六条 第四条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二十条第一項及び第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度の翌事業年度において行われる同条第一項及び第二項の規定による情報の公表から適用する。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条の二 政府は、特定受託事業者(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和五年法律第二十五号)第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。)が受けた業務委託(同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。)に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者(同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。)が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和四年五月二十五日)
(法律第五十二号)
第二百八回通常国会
第二次岸田内閣
令和四年六月一五日法律第六六号
令和四年六月一七日法律第六八号

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念のっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和三十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和三十九年法律第三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の

実施に関する重要事項

- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業

の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(令四法六六(令四法五二)・一部改正)

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委

員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二條第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵(かん)養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内にお

いて、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

- 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(令四法六八(令四法五二)・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
- 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日
(児童福祉法等の一部を改正する法律の公布の日=令和四年六月一日)

三 略

- 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布の日=令和四年六月一日)

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○男女共同参画関連年表

年	世界の動き	国の動き	大阪府	枚方市
昭和50年 (1975年)	・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	・「婦人問題企画推進本部」設置		
昭和51年 (1976年)	・「国連婦人の10年」スタート		・女性問題担当窓口を労働部労働福祉課に設置	
昭和52年 (1977年)		・「国内行動計画」策定 ・「国立婦人教育会館」開館	・「大阪府婦人問題推進会議」設置	
昭和54年 (1979年)	・第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択		・「大阪府婦人問題企画推進本部」設置	
昭和55年 (1980年)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」署名 ・「民法」改正(配偶者の法定相続分引き上げ)(昭和56年施行)	・企画部に「婦人政策係」設置	
昭和56年 (1981年)	・「女子差別撤廃条約」発効 ・「ILO 第156号条約(家族的責任条約)」採択	・婦人に関する施策の推進のための「国内行動計画」後期重点目標策定	・「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」策定	
昭和57年 (1982年)			・企画部に「婦人政策室」設置	
昭和60年 (1985年)	・国連婦人の10年ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「国籍法」「戸籍法」改正 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准		・「女性施策担当窓口」設置 ・「婦人問題施策研究チーム」設置
昭和61年 (1986年)			・「21世紀をめざす大阪府女性プラン(第2期行動計画)」策定	・「女性問題懇話会」設置
昭和62年 (1987年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		・「女性施策推進連絡会」設置
昭和63年 (1988年)		・「労働基準法」改正施行 ・婦人週間40周年記念		・「女性施策係」設置
平成元年 (1989年)	・第44回国連総会「子どもの権利条約」採択	・学習指導要領改訂(中学校・高校家庭科の男女共修) ・「パートタイム労働指針」制定		・「枚方市女性施策行動計画」策定 ・「女性施策推進本部」設置
平成2年 (1990年)	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			・「女性政策課」設置 ・第1回「ひらかた女性フォーラム」開催
平成3年 (1991年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 ・「育児休業法」公布	・「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画～女と男のジャンプ・プラン」策定 ・「大阪府女性基金」設置	
平成4年 (1992年)		・婦人問題担当大臣設置		・メセナひらかた会館「女性フロア」設置
平成5年 (1993年)	・国連世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ・第48回国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」公布施行		・「枚方市女性施策行動計画・第2次実施計画」策定 ・「人権尊重都市宣言」制定
平成6年 (1994年)	・国際家族年 ・第81回 ILO 総会「パートタイム労働に関する条約及び勧告」採択 ・国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択	・「男女共同参画室」設置 ・「男女共同参画審議会」設置 ・「男女共同参画推進本部」設置 ・「子どもの権利条約」批准	・「大阪府女性基金プリムラ賞」創設 ・ドーンセンター(大阪府立女性総合センター)開館	・「女性施策推進協議会」設置
平成7年 (1995年)	・第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	・「ILO第156号条約(家族的責任条約)」批准 ・「育児休業法」改正	・「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」結果報告	
平成8年 (1996年)	・「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」(ストックホルム)	・「男女共同参画2000年プラン」策定	・大阪女子大学に女性学研究センター開設	・「枚方市女性施策行動計画(改訂版)」策定
平成9年 (1997年)		・「男女共同参画審議会」設置 ・「労働基準法」改正(女子保護規定撤廃) ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「育児・介護休業法」改正	・「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画(改定)～新女と男のジャンプ・プラン」策定	・『枚方の女性史 伝えたい想い』発行
平成10年 (1998年)			・「男女協働社会づくり課」に改称	・「女性政策担当」設置

年	世界の動き	国の動き	大阪府	枚方市
平成11年 (1999年)	・第54回国連総会「女子差別撤廃条約選択議定書」採択	・「児童買春・児童ポルノ禁止法」公布施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布施行(女性の参画の促進)	・「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」結果報告	
平成12年 (2000年)	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) ・「女子差別撤廃条約選択議定書」発効	・「児童虐待防止法」公布施行 ・「ストーカー規制法」公布施行 ・「男女共同参画基本計画」策定		・「男女共同参画検討委員協議会」設置 ・「男女間における暴力及び児童に対する暴力調査」実施
平成13年 (2001年)		・「男女共同参画局」設置 ・「男女共同参画会議」設置 ・「DV防止法」公布施行 ・第1回男女共同参画週間(6月23日～6月29日)	・「男女共同参画課」に改称 ・「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)」策定	・「枚方市男女共同参画計画」策定 ・「女性フロア」から「男女共生フロア」に名称変更 ・「女性施策推進本部」から「男女共同参画推進本部」に名称変更
平成14年 (2002年)		・「育児・介護休業法」改正施行	・「大阪府男女共同参画推進条例」制定	・「枚方市男女共同参画計画第1次アクションプログラム」策定
平成15年 (2003年)		・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「次世代育成支援対策推進法」公布施行 ・「性同一性障害者特例法」公布	・「男女いきいき・元気宣言」事業者顕彰制度創設	
平成16年 (2004年)		・「児童虐待防止法」改正施行 ・「DV防止法」改正施行 ・「育児・介護休業法」改正 ・「児童福祉法」改正施行		・「枚方市人権尊重のまちづくり条例」制定 ・「枚方市男女共同参画計画第2次アクションプログラム」策定
平成17年 (2005年)	・第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」)(ニューヨーク)	・「高齢者虐待防止法」公布 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	・男女共生フロアの愛称「ウィル」に決定(公募)
平成18年 (2006年)	・東アジア男女共同参画担当大臣会合(東京)	・男女共同参画推進本部決定 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)(改訂版)」策定	
平成19年 (2007年)	・第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合(インド)	・「パートタイム労働法」改正 ・「DV防止法」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		・「枚方市男女共同参画計画第3次アクションプログラム」策定
平成20年 (2008年)		・「児童福祉法」改正 ・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ・「次世代育成支援対策推進法」改正	・「大阪府における男女共同参画施策の検証・評価システムのあり方について」答申	・「男女共同参画担当」設置
平成21年 (2009年)	・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解公表 ・第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合(韓国)	・男女共同参画シンボルマーク決定 ・「育児・介護休業法」改正	・「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定 ・「男女共同参画に関する府民意識調査」実施	
平成22年 (2010年)	・第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」)(ニューヨーク)	・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「第3次男女共同参画基本計画」策定		・「枚方市男女共同参画推進条例」制定 ・「男女共同参画推進審議会」設置
平成23年 (2011年)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(Un Women)」発足		・「おおさか男女共同参画プラン(2011～2015)」策定	・「第2次枚方市男女共同参画計画」策定 ・「第2次枚方市男女共同参画計画」アクションプログラム策定

年	世界の動き	国の動き	大阪府	枚方市
平成 24 年 (2012 年)	<ul style="list-style-type: none"> 第1回女性に関するASEAN 閣僚級会合(ラオス) 第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(2012-2016)」策定 	
平成 25 年 (2013 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「日本再興戦略」(閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ 「DV 防止法」改正 「ストーカー規制法」改正施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2012-2016)」に計画名変更(適用対象範囲追加) 	<ul style="list-style-type: none"> 枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」設置 「枚方市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」制定
平成 26 年 (2014 年)	<ul style="list-style-type: none"> 第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「日本再興戦略」改訂 2014(閣議決定)に「女性が輝く社会」の実現」を明示 女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!Tokyo2014)開催 「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 「母子及び寡婦福祉法」改正施行 「リベンジポルノ防止法」公布施行 「男女雇用機会均等法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会に関する府民意識調査」実施 	
平成 27 年 (2015 年)	<ul style="list-style-type: none"> 第59回国連婦人の地位委員会(「北京+20」記念会合)(ニューヨーク) 第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 国連サミット「持続可能な開発目標」(SDGs)採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 「女性活躍推進法」公布施行 「第4次男女共同参画基本計画」策定 		
平成 28 年 (2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解公表 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「おおさか男女共同参画プラン(2016~2020)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「第3次枚方市男女共同参画計画」策定 「第3次枚方市男女共同参画計画アクションプログラム(前期)」策定 「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」策定
平成 29 年 (2017 年)	<ul style="list-style-type: none"> G20 ハンブルクサミット「女性起業家資金イニシアティブ」(We-Fi)採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「刑法」改正(強姦罪を強制性交等罪へ変更) 		
平成 30 年 (2018 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布施行 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布施行 		<ul style="list-style-type: none"> 性的マイノリティ支援のための「ひらかた・にじいろ宣言」
令和元年 (2019 年)	<ul style="list-style-type: none"> G20 サミット「G20 大阪首脳宣言」 ILO「仕事の世界における暴力及びハラスメントの根絶に関する条約」の勧告及び採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性活躍推進法」改正施行 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」公布 	<ul style="list-style-type: none"> 「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「枚方市パートナーシップ宣誓制度」開始
令和 2 年 (2020 年)	<ul style="list-style-type: none"> 第64回国連女性の地位委員会(「北京+25」)(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> 「第5次男女共同参画基本計画」策定 「ビジネスと人権」に関する行動計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「パートナーシップ宣誓証明制度」開始 	
令和 3 年 (2021 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正施行 「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「おおさか男女共同参画プラン(2021~2025)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「第3次枚方市男女共同参画計画(改訂版)」策定 「第3次枚方市男女共同参画計画アクションプログラム(後期)」策定

年	世界の動き	国の動き	大阪府	枚方市
令和4年 (2022年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「AV出演被害防止・救済法」公布施行 ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(2022-2026)」策定 	
令和5 (2023年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布施行 ・「DV防止法」改正施行 		
令和6年 (2024年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画」策定 	
令和7年 (2025年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第69回国連女性の地位委員会(「北京+30」)(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法改正 		

第4次枚方市男女共同参画計画

発行日 令和8年(2026年)3月31日

発行 枚方市

編集 枚方市 市長公室人権政策課

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号

電話 072-841-1424

ファクス 072-841-1700

E-mail jinken@city.hirakata.osaka.jp